

LIBRA 2016年12月号

〈特集〉

外国人弁護士は語る

〈特別企画〉

前最高裁判事に訊く—山浦善樹^{会員}

〈インタビュー〉

ヘア・アーティスト 吉田 潤^{さん}



LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2016年12月号

特集

02 外国人弁護士は語る

特別企画

16 前最高裁判事に訊く—山浦 善樹^{会員}

インタビュー

22 ヘア・アーティスト 吉田 潤^{さん}

クローズアップ

32 刑事拘禁制度改革実現本部ニュース No.41 函館少年刑務所・青森刑務所 見学記 神谷竜光・大辻寛人

連載等

26 理事者室から：仲良くやっています 佐々木広行

27 臨時総会報告(2016年度)

30 常議員会報告(2016年度 臨時第2回／第7回)

34 今、憲法問題を語る 第63回 第59回人権擁護大会シンポジウム第1分科会とその大会宣言について 石原 修

35 あっせん人列伝：第7回 永石一郎^{会員}

36 弁護士が狙われる時代—弁護士業務妨害への対応 第81回 こんなときにも支援要請を 田代奈美

37 性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を 第18回 弁護士会館内での研修時の一時保育サービスについて 浅井淳子

38 刑弁でGO!：第70回 改正刑訴法研修を受講して 岡田浩志

40 via moderna 第66回 他土業から転身して即独した若手に聞く 大下泰高／聞き手：天野 仁

42 わたしの修習時代：思い出の松江修習 48期 堀 浩介

43 68期リレーエッセイ：そのときどう動く 井手上祐希

44 お薦めの一冊：『かもめのジョナサン【完成版】』 竹内留美

45 コーヒーブレイク：レコード屋放浪記 近藤 亮

46 同好会通信：vol.6 将棋会 プロの対局室で 中嶋 翼

48 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内

50 会長声明

56 インフォメーション

2016年 LIBRA 特集一覧

- 1月号 弁護士の情報セキュリティ
- 2月号 業務の国際化と弁護士の活動
- 3月号 LGBT—セクシュアル・マイノリティ (性的少数者)—
- 4月号 食品表示に関する法—最近の改正法を中心に—
- 5月号 個人情報保護法改正・マイナンバー
- 6月号 近時の刑事裁判実務—裁判員裁判制度スタートから7年経過して—
- 7月号 どこまでやるか!?
弁護士活動領域拡大推進本部×
若手会員総合支援センター
- 8月号 セクハラ・マタハラ
- 9月号 M&A(事業承継)に関する実務
- 10月号 消費者契約法・特定商取引法 改正
- 11月号 弁護士コンプライアンスと内部通報
制度—公益通報者保護法
その改正論議を見据えて—
- 12月号 外国人弁護士は語る

外国人弁護士は語る

かつて、LIBRA の特集で「日米法律事情比較」と題し、デーブ・スペクター氏、八代英輝会員及び矢吹公敏会員による座談会を企画した（2011 年 4 月号）。今回は、東京で活躍されている外国人弁護士 3 名をお呼びし、日本の法曹事情を語ってもらうことにした。もっとも、外国人弁護士とは、正式には「外国法事務弁護士」と言い、外国の弁護士有資格者が法務大臣の承認を得たのち日弁連に登録し、原則として原資格国法に関する法律事務を行うもので、日本国内での民事・刑事訴訟は職務としては行うことができない。2016 年 11 月 1 日現在、日弁連に登録している「外国法事務弁護士」は、412 名であり、うち東弁登録者は、76 名である。

参加者 3 人は、それぞれオーストラリア、ドイツ、アメリカ・カリフォルニア州の弁護士資格をお持ちであり、イギリス系、大陸系、アメリカ系ときれいに構成が分かれたことも、議論に広がりをもたらした所以である。

（味岡 康子）



座談会

日 時：2016年9月5日(月) 場 所：弁護士会館5階501会議室

出席者：クリストファー・マーク・ホジェンズ（2002年登録／オーストラリア）

*敬称略

ミヒャエル・アンドレアス・ミュラー（2007年登録／ドイツ）

ネルス・クリスチャン・ハンセン（2016年登録／アメリカ合衆国）

司 会：味岡康子（LIBRA 編集委員・47 期）

アンケートの質問項目

- ① 弁護士になろうと志したのは、何歳のときですか。
- ② 仕事をしていて、これはできるな、と思った日本の弁護士は誰ですか（理由も）。
- ③ 仕事の成功のためにしている習慣は？
- ④ 苦手なクライアントは？
- ⑤ 日本で一番好きな旅行先はどこですか。
- ⑥ 理想の週末の過ごし方

—— 日本に赴任することが決まった時、会社や友人、家族から言われたことは？

ホジェンズ：日本に赴任してきたのは、約17年前。周りの人や自分の家族、親なども、以前から私と日本との縁についてよく知っていたので、ベーカー＆マッケンジー（以下「ベーカー」という）の東京事務所に移籍することについては特段びっくりする反応はなかった。また、ベーカーの同僚に関して言えば、日豪関係についてすでに認知度が高かったのが驚いてはいなかった。当時は、日本からオーストラリアに対する投資や観光ブームがちょうど下火になったところで、自分のキャリアにとっても、東京事務所やシドニー事務所の関係から見ても、同僚の皆が後押ししてくれたと思う。

ミュラー：私も、滞在経験が以前にあったので日本との縁は前からあった。最初に日本に来たのは19歳であった。日本の文化を勉強するために3年滞在し、私の家族や友達は私が人生の中心に日本を置いていることをみんな認識していたので誰も驚いてなかった。

ハンセン：私の場合は、3年半ぐらい前に赴任した。赴任前のパロ・アルトオフィスのトップパートナーが知日派だったので、東京オフィスへ転勤しないかと聞かれたとき、そのパートナーにアドバイスを聞いた。以前はそのパートナーも含めて色々な方が弁護士としての経験を十分積む前に行かない方がいいと言っていたが、日本への赴任が決まったときは米国現地でのM&A経験が十分あったので、行きたければ行ったらいい、行きたくなければ残ったらいいと言われた。アジアに職務経験がない他の殆どの同僚は、日本との縁が薄いので、寿司がおいしいのではないかといい程度だった。

—— 母国の法体制について、簡単に教えていただき、それを前提に話を進めたい。

ホジェンズ：オーストラリアは、イギリスの植民地だったので、英国の制度や法律などを数々導入したわけだが、現在のオーストラリアの法体制自体について言えば、連邦政府および州政府、準州政府の法律、それから裁判の判例によって作られている、いわゆる判例法主義と言ってよい。

ミュラー：ドイツ法はフランス法と同じように大陸法である。1871年にドイツの統一国家ができたが、ドイツ法のほとんどは、主にプロイセン一般ラント法（プロシア法）が元になっている。

ドイツ法全体はオーストリア、スイスなどのドイツ語圏をはじめ、ギリシャ、トルコ、日本、韓国、台湾、中国などの法制度の源流になる。日本の資格制度とまったく同じだが、国家試験に合格した場合は裁判官の資格、検事の資格と弁護士の資格、司法関係のそれぞれの仕事ができるようになる。日本の司法修習制度はドイツのシステムを参考にして作ったシステムである。日本の法律用語も明治維新以後、大正も含めて、主にドイツ語の法律用語を直訳して作った法律用語である。だからドイツ資格の弁護士として非常に分かりやすい。

ハンセン：米国の場合、オーストラリアと同じようにもともと英国の法律が元となっているが、それ以降数百年の歴史もあり、当然判例も憲法・法令も違ってきている。

法体制をもう少し広く申し上げると、日本の新司法試験制と同じように、ロースクール制が50年ぐらい前につくられたが、基本的に大学を卒業してから3年間勉強をしないと司法試験を受ける資格がないということになっている。日本と比べて合格者が非常に多いのも特徴の1つかと思う。毎年約5万人が



クリストファー・マーク・ホジェンズ 会員（2002 年登録）

プロフィール

国 籍：オーストラリア

年 齢：50 代

在 日：25 年

仕事内容：クロス・ボーダー M&A, その他の企業間取引,
ホテル運営契約書を含むホテル案件

弁護士になっているので、日本の弁護士の全体が1年ぐらいでできてしまう規模の弁護士を毎年輩出している制度となっている。また、法律事務所に限らず弁護士資格が様々な職場で評価され、弁護士資格を持っている人がかなり幅広い業務に従事しているのも特徴の1つかと思う。

ホジェンズ：1つ加えると、ミュラーさんのおっしゃるドイツ法の場合と違って、日本法はイギリスのコモンローと異なり、歴史的に判例法をあまり根拠としないところが大きな違いである。唯一、イギリス法をモデルにした日本の法律は、民法の特別損害と普通損害で、これはイギリスの有名な古い判例に基づいたものだと言っている。

ミュラー：会社法もアメリカ法の影響を少し受けていると思う。

ホジェンズ：おっしゃる通り。日本の基本法はコンチネンタル・ローをベースにしている法律だが、戦後はどちらかというとアメリカ法の影響が大きいところもある。

ミュラー：それは会社法中心だ。例えば日本民法も今、債権法の改正準備中であろう。

そこもまた一番参考にしているのはドイツ民法になる。ドイツ民法は、少しずつ改正しながら今の民法になってきており、日本の民法も続けてドイツ法を参考にしているのでは。だからアメリカはかなりリーダーシップを取っていることは取っているが、1回できた大陸法のシステムを完全にアメリカ法に切り替えることは無理。戦後アメリカの希望はあったかもしれないが、日本は憲法だけ変えたのだ。

——では、初めて来日して驚いたことは？

ホジェンズ：実は、私が初めて日本に来たのは、先ほど申し上げた赴任したときより前で、まだ学生時代

の36年前である。記憶が少し薄れている部分もあるが、最初に何に驚いたかというと、成田空港から東京までの距離のことである。タクシー代がべらぼうに高く、それが1つの驚きであった。

ミュラー：私が最初に驚いたことは、とてもアメリカ化している印象を受けたことだ。日本に行く前に、日本の文化、日本の伝統にあこがれて、日本の伝統を大切にしている国だと当然思っていたが、日本に着いたらものすごくアメリカ的だった。そういう印象はあったのだが、何年か日本に滞在して、アメリカ的ではあるが、そこからさらに日本独自に変化している部分が結構多いと気が付いた。

ハンセン：私は、まず日本人の優しさに驚きを感じた。初めて来日した時はホジェンズ弁護士の事務所で、インターンの機会をいただいた。その際に行き先のアパートに行こうとしていたところで、飛行機の隣に座っていた方がテレホンカードを渡してくれた。また、コインテレホンを使おうとするとコインがないので使えず、コインをいただき、居酒屋にも連れて行っていただいて、いろいろ案内していただいたこともある。

その同じ夏に、道を歩いて迷っていたら、若い方が駅までずっと歩いて案内してくれた。偶然共通の知り合いがいたのだが、何回か居酒屋に行ったりカラオケに行ったり、優しくしていただいた。今は国会議員になっている。そのように合縁奇縁というか、不思議なほど優しくしていただいたのは驚きであった。2つ目はラーメンのおいしさに魅了されたこと。その2つのことが契機となって今は日本にいると思う。

——日本での普通の一日の執務内容は？

ホジェンズ：普通の典型的な日というのはないかもしれ

アンケートの回答～ホジェンズ会員～

- ① 20 代の後半。
 ② 「Across the table」つまり、相手側の代理人としてということであれば、長島・大野・常松法律事務所の田中俊平弁護士。初めてお会いしたのはおおよそ 10 年前。スタートから実行まで 1 年以上もかかった、複雑な大型案件にもかかわらず、交渉の場で、柔軟に対応され、難点が生じた場合でも解決に向けて対策を工夫された。

- ③ どのクライアントに対しても法的見解や意見を述べる前にそのクライアントの立場に立って考えること。クライアントの懸念していること、クライアントの気持ちに立って理解するのが非常に大事。
 ④ ③の回答に挙げた原則に従えば苦手なクライアントはあり得ない。
 ⑤ 上位 3 位の旅行先を挙げれば京都、金沢、広島。
 ⑥ 仕事なしに過ごすのは一番理想！

ない。例えば、クライアントとの接触もあれば、請求書のレビューなどのアドミ（総務）的な業務もあり、日によって異なる。それからパートナーなので、当然、若手の育成に関しても責任があり、そのためのトレーニングの準備や実施を行うこともある。大きい国際法律事務所なので、東京事務所の弁護士以外に、他の国の事務所の弁護士との打合せや会議などもあり、海外に出張することもある。

勤務時間の平均は、私は少し遅めで、10時から21時ぐらいまで。家に帰ってからリモートで作業するのも好きなので、事務所にいる時間イコール就業時間でないところもある。

ミュラー：私も事務所を始めるのは遅めで、10時から始める。住んでいるのは結構遠くて、神奈川県に住んでいる。通勤は、駅まで15分ぐらい歩く。通勤の時間は丸1時間。遅く出ればだいたい座れる。だからそのために少しずらして遅めに行くのである。大体9時発の電車に乗ると座れるので、ノートパソコンで電車の中で仕事ができる。前の晩にドイツから来たメールなども全部見て回答することも。それで10時以降に事務所に着いてから、クライアントとの打合せの準備など。日本のクライアントが多い。ドイツ法の案件について、ドイツと取引して、準拠法がドイツ法になっている場合は当事務所に直接来て打合せをすることが多い。

日本のお客さんは電話でのやりとりでなく、直接会って話をするのが好きだ。だから、東京のお客さんのほか、名古屋とか、遠いところは九州から来る場合もある。紹介されることが多いが、結局、実務的に案件を担当させてもらうのは1回会ってから。そこで会って打合せをするときに、資料を全部見せてもらって、具体的に質問もする。それは午前中あるいは早い午後、13時、14時以降である。

あとは、事務所の方はドイツから司法修習生がいつも来ている。日本の司法修習制度と同じだが、ドイツはまだ2年間である。それで2年間のうちの最後の3カ月は海外に行ってもいいことになっている。条件はドイツ資格の弁護士に付いて研修を行うこと。それで東京に来たがる司法修習生も多いので、私の事務所には必ず2人ぐらいいる。そういう司法修習生にも仕事を与えたり、日本のことを少し教えたりすることもある。だいたい司法修習生をランチに連れていく。

午後は日本のお客さんが来る場合もあるし、いない場合は意見書とか、契約作成とか、そういうPCの業務が多い。17時以降、だいたいもっと遅い時間だが、ドイツから連絡が入ってくる。残念ながら日本とドイツの間は非常に時差があり、ドイツのクライアントから連絡が来るのはだいたい18時以降である。かなり遅くまで事務所にいなければいけない場合が多く、そこは非常にづらい。アシスタントも帰った後に1人残って、請求書作成等の仕事もある。日本では資格がないので裁判所に行くことはほとんどない。

—— 先ほど、日本の方が直接お会いして話したがとおっしゃったが、クライアントが来るときは法務部の人が来るのか、それとも顧問弁護士が来るのだろうか。

ミュラー：顧問弁護士に紹介された法務部が殆どである。法務部だけでなく、取引を担当している営業担当とか、直接取引の責任のある部署の方が一緒に来る。案件の内容は、契約作成、修正もあるが、ドイツでの訴訟も多い。訴訟の場合はどういう流れで、何でこういう問題が発生したか等、細かい質問をする。と顧問弁護士、あるいは法務部の人では分からないので、営業の担当者が一緒に来ないとだめで、3人から6人が一緒に来ることも少なくない。



ミヒャエル・アンドレアス・ミュラー 会員（2007 年登録）

プロフィール

国籍：ドイツ
 年齢：50 代
 在日：12 年
 仕事内容：経済関連ドイツ法全般、訴訟

ハンセン：M&A がメインだとどうしても仕事の波があるので、激しいときは1つの案件だけでも1日20時間ぐらい稼働しているときがある。先週末もそうだったが、今年は私の仕事の半分以上が西海岸のテクノロジー会社の、日本とは関係のないM&A案件になっている。その時差の関係でも深夜の仕事が比較的多いかもしれない。日本と関係のない案件になると、当然ながら電話会議の予定時間を合わせてくれない。そういう案件が激しいときは、例えば深夜2時から6時ぐらいはずっと電話会議で、その後M&A契約の修正や交渉が始まって、わりと日本にいないでもいいような生活になってしまう。それがここ3年半の私の仕事の半分ぐらいで、あとの半分は日系企業のアジア、米国もしくは欧州を対象にしたM&A案件・投資・その他の日本と関係がある案件になる。

日本の銀行のクライアントになると、朝早いので、8時からいろいろ対応して、午前11時ぐらいまでにそれが終わるのが多い。その他のクライアントの対応も、打合せ・電話会議が多いときは朝8時から17時まで時間が経ってしまう。欧州関係の日系企業の海外買収案件が入っているときは、15時ぐらいから欧州からのメールが始まるので、15時からが忙しくなる。最悪のパターンはアメリカ・欧州両方が同時に起こっている時期で、そうすると、いつ寝ても危ない。それが一番つらい。

ミュラー：そこは私がこれまでの弁護士の体験として一番つらかったことと同じだ。日本企業とドイツ企業と、あとアメリカ企業。3企業とも車の部品メーカーだが、3カ国の合弁会社設立の案件があり、電話会議をデトロイトとフランクフルトと東京で同時にしなくてはならなかったのだが、時間設定が非常に無理で、終電に間に合わなかったことが3回もあった。

——法律関係で日本で初めて驚いたことを教えていただけるだろうか。

ホジェンズ：自分の資格はオーストラリアの中のニューサウスウェールズ州の資格である。日本にきた当時は、ニューサウスウェールズ州の資格を有するロイヤーの数は2万人を超えていたので、人口がオーストラリア全体の5倍の日本の弁護士の総数がそれ以下だというのを聞いて驚いた。

ミュラー：日本で初めて法律関係で驚いたことはたくさんあるが、大きく言えば2点ある。1つは憲法裁判所がないこと。憲法裁判所がないことはドイツではとても考えられない。法律の解釈は、もちろん民法の場合は一般の地方裁判所が担当し、その上に最高裁判所があることもドイツも日本も同じである。基本権、人権の問題もあるので、最高裁判所が人権、基本権を十分反映せずに判決した場合は、その上に憲法裁判所があることはドイツの法律の解釈の当たり前のところである。それが日本にはないことは非常に驚いた。最高裁判所はその役割を少し果たしていることは認識しているが、ただ独立性がないのではないかと気になっている。

2つ目は、ドイツは法務関連の専門職は主に、弁護士、税理士、あとは公証人。公証人も今は弁護士資格だから、弁護士と税理士、弁理士、その3つしかない。日本はそれ以外の、司法書士、行政書士、社会保険労務士などの職業もあることは非常に驚いた。これらの仕事は全部、弁護士あるいは公証人がやる。

ハンセン：私の場合だと、自分の業務とは関係しないが、労働法であまり自由に人を解雇できないと聞いて驚いた。アメリカだと、電話がかかってきてクビだと言われた瞬間に終わりなので、それと比べると対照的である。

アンケートの回答～ミューラー会員～

- ①最初に大学で日本学を専攻したので、結構遅い。20代後半。
- ②特定の弁護士はいないが、社会的地位や報酬の為ではなく、正義の為に仕事をされている弁護士にもお会いする。人間としてとても素晴らしい方達である。
- ③依頼者の資料を必ず原語で読むこと。翻訳せずに日本語で読む。ニュアンスを分析することも大切。

- ④国際案件で、相手当事者の文化や習慣を理解しようとしないう依頼者
- ⑤伊豆半島
- ⑥散策、海水浴、骨董収集

あとは離婚についても、それも同意の上でないと難しいと聞いたことがあるが、アメリカだと、嫌になったら出ていけるような軽い制度になっている。幸い職務においても自分の人生においても両方とも体験したことのない話だが、その話を聞いて非常に驚いた。

ミューラー：労働法の適用はドイツ法からの影響がある。ただ、ドイツで法律を2000年に改正して、10名以下の中小企業の場合は容易に解雇できるようになった。零細企業はなかなか人を雇うことが不可能である。経営者が1人いて、3人ぐらい雇うということだと、正社員にしないと優秀な人を雇えない。そこを最初から解雇できない条件だと、経営者としてリスクが非常に高い。だから10名以下の会社は解雇の制限が緩いというドイツの労働法の改正は非常に意味があったと思う。

日本の考え方は、労働者のためと解釈しているが、中小企業にとって優秀ではない人を辞めさせる方法がないことは、人を雇うことの制限となる。そうすると、結局パートタイムか契約社員しか雇わない。若い人が実務経験を積むチャンスがなかなか発生しない。だから若い労働者のためにも改正した方がいいと思う。

—— 契約に関する考え方が自国と違うなと感じることは？

ホジェンズ：日本に赴任した当時はアソシエートという地位だったので、実務に携わるなかで数多くの英文契約書の作成とレビューの手伝いをしていた。その際に日本の契約書と比較する機会が多かったが、日本の契約書の作り方は、基本がまるきり違っていた。まずボリュームが少なく短いところ。内容について言えば、先ほど申し上げたようにオーストラリアの法体制はイギリスから引き継いだものなので、オーストラ

リアあるいはイギリスのクライアントは、日本のクライアントと契約書に期待する点が異なる。海外のクライアントは、契約書の条項に、将来起こり得る可能性に対して明確な内容が反映されていることを期待するのである。一方、日本の契約書は逆に、将来のこと、あるいは細かいところにあまり触れずに、原則論が中心で、契約はお互いの信頼のもとに結ばれている。従って、悪く言えば内容があいまいだ。西洋のロイヤーの目から見ると、そこが違うという印象を受けた。

ミューラー：ホジェンズ弁護士がおっしゃっているあいまいな定めになっていることが多いことはその通りだ。また、口頭の約束だけで取引が成り立っているケースも少なくはなく、そこはドイツではなかなか考えられない。口頭の約束で海外で取引することは、関係がよければよいが、争う場合は非常に難しくなる。

弁護士として最初に困ることは、口頭の約束だと、準拠法は何を使うか。裁判管轄をどこにするのか、どこにも約束してない、どこにも決まってない。だから国際私法から仕事が始まることがすごく多い。

中小企業の場合は圧倒的に多いと思う。信頼関係を大切にしようとしている日本人の考え方もよく分かる。取引相手と仲良くすれば契約につながるのではないかという考えはいいのだが、ただ、例えば瑕疵担保の責任の問題とか、瑕疵が発生した場合どうするか等何も決まっていなければ本当にそれぞれの民法を確認するしかない。

契約関係で、あいまいという言葉についてもう1つコメントさせていただきたい。日本とドイツとの契約で英語を使うことが問題になる。英語を使うと、日本法あるいはドイツ法に完璧に合う言葉がない場合が多い。だから英語を使って契約を作成すると、誤解の原因になる。ただ、(共通言語として)英語を



ネルス・クリスチャン・ハンセン 会員（2016 年登録）

プロフィール

国 籍：アメリカ合衆国

年 齢：30 代

在 日：6 年

仕事内容：国際取引、主にテクノロジーやエネルギー関係の M&A

使わざるを得ないので、そこは内容を明確にするためにたまに日本語かドイツ語を追加することがある。英語自体もあまりフィットしないとあいまいさから誤解の原因になることも結構ある。言葉の解釈の問題で、1対1に同じ意味の言葉がある場合もあるし、ない場合も多い。

最後にもう1つ。国際取引関係で日本企業が海外と契約を締結する場合、契約のドラフトは片一方が準備することは普通だが、日本人は先方が契約をドラフトして送ってきた場合は修正を入れずに、その条件をのむことが多い。そこは、私は、契約ドラフトにたくさん修正を入れる。これは条件が悪いから変えるべきなど必ず入れる。ただし、裁判になってから、初めて契約を見せてもらう案件も多い。そこで、誰がこの契約をつくったのかと聞くと、相手の方がつくったと。ではその中に修正を入れたのか。いや、まったくしないでそのままにしたということがよくある。それは、日本側の会社が自分の条件、立場を悪くしている。

ハンセン：そういう経験はやはりある。原因としては、国際的に活躍している会社の話になると全然違うと思うが、一部の国際取引に慣れてない企業だと、契約書が送られてきた時点で、それでよいのではないかとネガティブチェックの略としてネガチェックという言葉を使うが、そこにあまり金を掛けないで、本当にとんでもないことが入ってないかだけをチェックしてくださいというニュアンスで依頼してくることが多い。その会社は、まだ、そのままのんでしまっただけで争って負けてしまった経験が薄いからこそ、こういうことが起こっているのではないかと、弁護士が契約書をちゃんと見て修正をいっぱい入れて交渉するメリットがまだ十分理解できていないのではないかと、私はそう見ている。弁護士のことをコストだけでなく、

弁護士が提供できる付加価値について、もう少し理解してもらうことが必要なケースが日本においては非常に多いと感じている。

ミュラー：そこはもう1つ追加してもよろしいだろうか。弁護士の数が少ないことと関係するかもしれないが、日本では中堅企業でも法務部の方々は必ずしも弁護士資格ではない。ドイツでは法務部の人は必ず弁護士資格がある。アメリカ、オーストラリアも同じだと思う。専門性が足りない場合があると感じることがある。そういう意味では、法務部で専門性のある担当者を増やすべきではないかとも思う。

ハンセン：企業それぞれ社内で非常に長い国際取引の経験を持っていないながら実は資格がないという方も多いと思う。特に小さい企業、あるいは国際的な取引をあまりしていない企業になると、おっしゃる通りまだ法務部としては誤字がないか等しかしない会社もあると言われるので、何とかその能力を高めないと不利益に働くのではないかと心配している。

ミュラー：その問題を認識している会社は必ず外部の弁護士に見てもらおうという条件を設定する場合もある。そうなればいいが、ただ社内で判断することは結構不利な結果になると思う。

——社内でやるためには、法務部が、言語の能力、法的な能力、その会社の問題の特殊性、この3つが分かっていないと正確なチェックはできない。それはなかなか荷が重いことだと思う。

ハンセン：そうだ。あとは、チェックするところでの考え方が若干違うと感じる。チェックするだけではなく、考えて何か新しいものを得られないかとか、そういう想像力もとても不可欠だと考えるし、法務機能として誤って期待されてないところと感じている。

アンケートの回答～ハンセン会員～

- ① 21 歳。
- ② 日本に赴任してから一番早く「できるな」と感じたのは矢吹公敏弁護士。理由は、矢吹弁護士のクライアントの米国本土の代理人と上手く連携し、なかなかまとまらなそうな交渉をうまく成功させた。
- ③ 自転車での通勤。唯一の運動だが、その少しの運動が集中

- 力を高め、仕事の質に影響する。
- ④ クライアントのことをなるべく苦手と思わないことにしている。
- ⑤ たとえば広島、佐渡島、越後湯沢、鳥取と高知。田舎の景色を家族で楽しむ国内旅行が好き。
- ⑥ 家族で温泉旅館に行って、旅館の近くで観光するのが理想的。

また、裁判所においてどこまでちゃんと理解して執行してくれるのかという問題もある。

例えば、契約書を細かく定めても、裁判所において正確に書いたままに解釈して判決を出してくれないと書いてもしょうがないところがある。それで、よく分からないが、もし日本の契約実務においてよりあいまいな契約書を作ることが定着しているのであれば、その理由は日本の裁判所がどう解釈して執行させるのかをある程度予想しているからであろう。

ミューラー：裁判所は、その文言だけを見て判決を出す役割ではないと思う。

ホジェンズ：従って、裁判所のあり方も契約書に対する期待に影響を及ぼしている面があると思うが、もう1つは根本的な考え方、あるいは期待感が違うという面があるのかと思う。外資系企業と日本企業が契約の交渉をし、合意した内容を文章に落とすところを見てきた自分の経験から比較してみると、日本企業の考え方は、内容としては基本を押さえていればよいと。契約締結してから、何か予想していなかった、考えていなかったことが後になって出てきたら、そのときに協議して解決すればよいというアプローチがある気がする。その証拠として、日本の契約書には必ず信義則に基づいた解決の条項が入っている。

ミューラー：日本の法人の法務部、あるいは日本の弁護士の考え方で気になる点が1つ。日本は2009年に国連の条約であるウィーン売買条約*1に加盟した。海外との取引は、除外しなければ自動的に必ずウィーン売買条約が準拠法になるのである。

見なし準拠法である。日本の弁護士は除外することを進めることが多いようだ。ウィーン売買条約に

関しては、全体的にのむか、除外するかという進め方以外の選択もある。ウィーン売買条約は民法と同じように、ある条文はそのままのむが、また別の条文は少し改正して、訂正するとか、そういう調整は自由にできるのである。そこはあまり日本で認識されていなくて、私が見た限りでは除外することが9割近くあるので、そこは損をするケースもあると思う。

ウィーン売買条約は便利ながあって、必ず加盟している国々の1対1の翻訳がある。完璧な日本語の翻訳がある。日本で適用している翻訳を見れば早い。海外の法律を見ることも必要ない。例えば準拠法がドイツ法であっても、この日本語訳を見ればよいのである。

—— 契約も法律によって適用され、法律によって規制されるが、法律そのものに対する考え方がそもそも違うと思われることはあるか。

ハンセン：あくまで日本の裁判所のことを知人の弁護士から聞いている話に基づくが、先ほどの契約のところとも関係し、そのまま実行されるために契約書が作られているのか、それともあとから悪役を罰するように裁判所に判断させた方がいいのかという違いがあろう。

要は、ニューヨークの裁判所で契約書を持ち込んでいくと、基本的に契約文言通りに判決が出る。例えば、理由はともあれ、1,000億円と契約書に書いてあったら、そのままの数字で判決が出る。特に大手企業同士の契約を解釈するのに当たっては、公平か否かは関係がない。しかし、日本の場合は、いやいや、そんなことは不公平だからとか、正義の点からいえばそうではない筈であるとか、場合によっては、

* 1：正式名称は「国際物品売買契約に関する国際連合条約」。国際物品売買契約についての統一法を設けることによって、国際取引における法的安定性を高め、国際取引の発展を促進することを目的とする。

契約書の文言どおりの判決が出ないことがアメリカと比べて多いと聞いている。だからそういう意味で、裁判所の契約に対する考え方が根本的に違うのではないかと考える。

ミュラー：一般的な考え方がどう違うか。ドイツでは自分の権利に対する意識が非常に高い。だから自分の権利を守るとか、自分の権利を請求することは、個人でも会社でも非常に考える。法律が自分の権利を守るためのものであると認識していることが一般である。日本では、法が自分の権利を守ってもらうためのものであるということの認識が、そういう考え方が少し違うかもしれない。自分の権利を守るために法律を利用しなければならないという考え方は日本にはそれほどないと思う。

ホジェンズ：その通りだ。先ほどの、日本の場合は訴訟があまり多くない、なので判例があまりないという点にもつながる。要するに一般市民、つまり普通の人の法律に対する考え方が違うと感じることは多少ある。あくまでも印象の話だが、何か問題が起きたとき、自分が不利になったとき、あるいは損害を被っていたときに、なぜ、もっと弁護士を使って訴訟に持っていこうと思わないのかと。結局、企業の場合も、法律に関する考え方が同じようなことはある気がする。要は弁護士や裁判所を使って問題を解決するよりも、お互いの話し合いで解決しようという考え方が日本では主流と思う。

ミュラー：日本で初めて法律関係で驚いたことにも関係するが、日本では全般的な弁護士費用保険がないことも驚いた。

例えば日本でも車を持っていると弁護士費用保険に入っていることがあるが、ドイツでは車に限らない全般的な弁護士費用保険なのである。ということは、争う場合はその保険の方が弁護士報酬とか裁判費用

を全部負担するのである。そうすると費用が掛からず裁判をやりやすい。アメリカ、オーストラリアは、そういう保険はあるだろうか。

ハンセン：アメリカでは、会社によっては従業員の福利厚生として保険に加入した場合、トラブルに巻き込まれたときにその会社が選んだ弁護士を使ってよいという制度があるが、一般的に普及しているわけではないように感じている。日本でも、知り合いのお父さんが亡くなられて、弁護士を使うと費用が掛かるから使った方がいいのか、使わない方がいいのか、かなり迷ったが、完全に金銭的に考えていたわけだ。彼の場合は少なくとも費用の面でしか考えてなかったのだが、人それぞれで、集団で見るとそれは文化的なのか。そもそも文化というのは社会においてインセンティブの下に作られたものなのかとか、そういう話にもなってくる。

ホジェンズ：関連するかもしれないが、実際に日本に来てから間もないころの話。これは海外で起きたヘリコプター事故で、日本人の方が亡くなられた案件だったが、日本の弁護士チームを少し手伝っている中で、とにかく日本で裁判になったときに損害賠償金として日本の裁判が支払いを命じる額は、平均して海外と比べてあまりにも低いことを知ってびっくりしたことがある。

ミュラー：私はドイツ以上に高いことにびっくりしている。ヨーロッパで列車事故の案件があつて、日本人のけが人が何人かあった。例えば腕を切った場合、それぞれの損害額が日本ではいわゆる赤本で大体決まっているのであるが、ドイツの2倍か3倍になって、ドイツより全然高かった。

ハンセン：アメリカの場合だとたぶんオーストラリアに似ていて、その人の将来の報酬などを参照して計算していくわけだが、その人が今後出世するかどうか

ど、いろいろ分かりかねるところがある。それで結果が予測しきれないことはほとんどなく、リスクが双方に高い分、争ってもいいとか、結果が分からないから争う価値があるということになるのである。争っても結果が見えているとなると、弁護士費用がかからないように、争わないで決まりそうな額で和解するのが双方向的にいいので、その分弁護士が関与する案件が減るのも理解できる。

——日本との取引で注意をしていることは？ また、仕事をするとき日本人の弁護士に何を期待するかを一緒に言っただけだろうか。

ホジェンズ：日本での取引で注意をしていることは、外資系のクライアントが日本にやってきて日本の企業と取引をする場合、外資系の企業と日本の企業のやり方が組織的にそれぞれ違うということだ。具体的に言うと、日本の企業の場合にはその内容がまとまったとしても、内部の手続き（稟議）を取る必要がある。よく交渉の場で直接企業を代表している人間から言われたが、要は承認を取るのに時間がかかると。なので、これはハンセンさんが話してくれると思うが、M&Aなどのスピード感の速い取引の場合には少し不利になる部分もある。だから外資系企業が日本の企業と取引する場合には、この辺は少し時間がかかることをまず念頭に置いておく必要があると説明をする。

一緒に仕事をするとき日本人の弁護士に何を期待するかということだが、これはインバウンドのときでも、アウトバウンド、つまり、日本企業を代理して海外で取引をする場合でも、適切な人材を集めたチームを作ることをまず期待する。

——要するにチームを組んで、より早い解決方法ないし正しい解決方向を示してほしいということだろうか。

ホジェンズ：そうだ。

ミュラー：まず、日本人との取引で注意していること。外国法事務弁護士、外弁として外弁法*2に従って活動している。それは注意する事項の1つだが、それは別にして、業務の内容の打合せのときとか、業務の当事者と同時に交渉するときに私は参加する機会がよくあるが、そこで法律業務だけではなくメンタリティーの仲介をする役割も結構あると感じている。だからお互いのメンタリティーを考慮して進め方を調整することは大事と思う。ドイツで弁護士として活動するときは、両方の当事者のメンタリティーはどうかなどあまり考えない。ドイツの観点でアメリカと取引する場合は多少あるが、アメリカ人と多少考え方は違うが、でも一般的に法律はどういうものかという考え方、自分の権利を守るなどの考え方は一緒である。だから対アメリカの場合は自分に有利な契約になるように交渉を進めることは通常である。日本の場合はそうではない場合もある。

——どういう場合だろうか。

ミュラー：具体例としては、契約でも取引関係でも訴訟でも同じだが、会社としては何か経済的な目的があるはずである。その経済的な目的を十分考慮した上で契約の内容を修正するべきである。例えばドイツからドラフトが来て、品質チェックは3日間以内にしないといけないとか、注文を受け取ってから3日間以内に異議をしなければ契約を合意したことと見なされるとか、そういう条件がよく書いてある。ドイツ国内であれば2日とか3日以内はあり得るが、日

*2：正式名称は「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」。

本とドイツでの国際取引では無理である。日本側がメーカーであると、生産部の方に確認して、本当にこの期間でこんな量を作ることができるのか、この価格でできるのかとか確認しなくてはいけない。だから法律業務ではないのに、本当に3日間でいいのだろうか、という質問をまずする。

——してあげると。

ミューラー：そうだ。ドイツではこのようなことは会社が準備して考えるのである。だから契約ということは交渉するものだという。それを自分の会社としての経済的な目的を考えて内容を修正するとか、そこら辺の考えが弱いことが多いと思う。そこは自分は弁護士としては注意して一緒に考えてあげる。だから法律業務を超えてしまうことは結構あるが、結局はお客さんのためになると私は思う。

日本の弁護士に期待することだが、一番は、契約を作成する時点で準拠法が日本のものでない場合にはなるべく早く連絡していただくことである。

1つの具体例は、過去に一番私が驚いたことは、損害賠償請求の案件。ドイツのメーカーが日本で設備をつくった。その設備がまったく機能せず、賠償を請求することになった。

準拠法はドイツ法であったが裁判管轄が不明瞭だったので、会社と弁護士が、まず日本で訴訟をやってみようと。日本の裁判所ならドイツよりも、理解してくれるだろうから、まず日本で訴訟をやみましょう。それでだめだった場合はまた考えればよいのだと。

それから日本の裁判官は契約を見て、どうも日本に管轄がないと。問題は日本で証拠を全部集めて訴訟をやるのに時間がかかりすぎてしまったこと。それから結局、急遽ドイツで裁判をやる為ドイツの弁護士を探そうということで、それでこちらに連絡が来た。

案件を見たら、時効消滅になりそうだった。あと

1カ月だったのだ。1カ月で訴状を書いてドイツで裁判所に提出することは無理だった。だから大ざっぱに3ページだけのレビューでまず提出して、それで証拠は後から提出することをドイツの裁判所は認めてくれたからよかったのだが。

ホジェンズ：それはとても良い例だと思う。やはり外国資格の弁護士と日本人の弁護士がチームを組めば、そういうリスクは十分回避できると思う。

ハンセン：これは日本独特の問題でもなく、国際取引案件を担当するに当たっては、その国、その地域のこの案件の取引に専念している弁護士に聞かないとまずやらないというのは国際的に1つの常識になっているかと思う。

例えば我々はハノイにオフィスがないので、ベトナムにおける取引を例えばアメリカからやる場合でも、確実に現地の事務所と最初から連携しながらやるものだから、チームを当初から組むのはまずスタートラインに立つためにとても必要なところだ。

日本での取引のことだが、必ず日本の弁護士に最初から密に連携していくことは不可欠だと考えている。その弁護士に何を期待するのか。海外の方が期待していることとなると、スピード感はおっしゃる通りで、クライアントはそれなりに国際的にいろいろやってきているわけだから、おそらくやりたいことがあるだけではなくて、従いたいやり方もある。こういうふうにやりたいと。それは日本においてワークするかどうかは分からない。そうすると、日本の弁護士に、それはワークするかどうかというのをまず確認していただく。ではワークしないといわれて終わりかということ、そういうことはない。ワークしないのであれば、では一番クライアントの希望に近いやり方且つ日本においてもワークする方法にどう導けるのかを日本の弁護士から期待しているということである。



だからそれができる弁護士もたくさんいると理解しているので、それがチームに入ってもらえると本当にありがたい。そしてスピード感、想像力、本当にやりたいことに一番近くまでどう行けるのかを一生懸命考える能力を備え合わせ、クライアントに積極的に提案してくれる、そしてよくチームとして連携してくれるというのが本当に重要なところかと思う。海外案件は当然ながらそうだが、どの案件でもチームワークはとても大事だと思う。

—— 来日した当時と今の日本の状況とで変化を感じることがあったらどうぞ。

ホジェンズ：初めて日本に来たのが1980年だ。それは短い期間だったのだが、2回目は留学生として来たときである。その後、日本で社会人としての経験をしてみたいということで就職した。80年代の、まさにベストセラー本の題名の通りで、ヴォーゲル氏の著作『ジャパン・アズ・ナンバーワン』だった時代である。高度成長期で、社会全体が、たぶん、今、安倍首相が期待しているような非常に生き生きと活発だった時代である。

弁護士として17年前に来たときは、残念ながら、その当時と比較して、バブルがはじけて、まず成長率が低くなっていて、様々な社会的問題を抱えるようになっていたので、双方の時代が違うのは強く感じた。

ミューラー：ホジェンズ弁護士と似ているが。私も1983年、19歳のときに最初日本にきたので、80年代と現代の日本を比較すると、かなり内向きになっているかと思う。最初3年滞在してそれから帰国して大学に通って、日本に事務所をつくったのは10年前で、

10年前にまた来た。80年代と10年前の日本と今の日本は3段階で比較できるが、顕著なのは、内向きになっていることである。

島国であることは感じている。私は日本のことが大好きだが、あまり内向きの方向で続くと日本の将来は少し心配になる。そこは弁護士の世界もそう。若い弁護士で海外に行ったことがない方を何人も知っている。

ハンセン：初めて来たのがホジェンズ弁護士のご招待でそちらの事務所に行ったのは10年ぐらい前なので、そんなに昔のことではない。震災前と震災後ぐらいだろうか。そのときは震災前で、今回の赴任は3年半ぐらい前なので震災後だが、実際の差を感じることはあまりない。食の安全を心配している人が多くなっているのと、あと港区の中での欧米人の数が減っているのではないか。それぐらいだろうか。

—— それは本国に帰られたということだろうか、それとも地方に行かれた？

ハンセン：香港とかシンガポールとか、アジアの本社を移して別のアジアに行ったことが多いと思う。

—— プロボノ活動及び弁護士の社会的役割についていかがだろうか。

ホジェンズ：我々は渉外事務所として常に企業を相手にしているが、そういうクライアントの間でも、最近、CSR (Corporate Social Responsibility) *3に対する関心は高まってきている。自分のクライアントと並行して、私たちも同じように社会貢献について考える、あるいは活動することが期待されていると思う。

ミューラー：プロボノ活動という言葉はアメリカから来ている。アメリカはプロボノの活動、非常に必要であ

*3：日本語では「企業の社会的責任」と訳す。企業は、営利追求、法令順守だけでなく、あらゆる利害関係者（消費者等）の多様な要求に対し適切な対応をとる義務があることを表している。

る国だと私は思う。なぜなら、そこは、最近は少しできたが、一般的には社会保険制度もないし、収入がない人が自分の権利を守るための支援がアメリカでは必要である。ドイツでは条件が違うのである。例えばまったく収入がない人が裁判手続きをするには、ちゃんと証拠がそろえば裁判費用、弁護士報酬、すべて国が負担する制度がある。だからドイツでは法律事務所が何かプロボノでやる必要性がなく、弁護士の申請で国が費用を負担する。但しこの制度も当事者に住所がなければ不可能であるという問題があるので、ホームレスを助ける活動などがドイツでもある。日本でもプロボノの活動もその辺は似ているところもあり、最近は多くなってきているかと思う。日弁連の宇都宮健児元会長は貧困問題などをやられていて、そこは感動した。

ハンセン：同じように事務所として社会貢献を促している。個人的には難民認定申請の行政訴訟を担当したり、民事訴訟を手伝ったりすることがあったが、日本に来てからある程度減ってしまった。日本において裁判に行けることはないのそういう機会はなかなかないが、国際的なものがあった際に多少手伝ったりすることがある。

ミューラー：ハンセン弁護士がおっしゃった難民認定申請は、最近では例外としてドイツ国内の弁護士でも、プロボノの活動がさかんだ。難民がすごくたくさん入ってきたので、友達の弁護士もドイツで助けている。

—— 外弁協会*4等で話題になる日本の特殊性はあるか。

ミューラー：私はあまり詳しくないが、外弁協会の活動は資格問題について外弁法の改正が中心だと思う。

ドイツとかアメリカに比較しては弁護士及び弁護士事務所の専門性が比較的少ないと思う。

ホジェンズ：外弁資格の弁護士が日本人の弁護士の特徴についてよく言うのは、比較的専門性に欠けるとのことだ。これはもちろん事務所によって違うし、変わりつつもあるかもしれないが、うちの事務所でも、私が17年前に来たときはまだ規模が今の4分の1だったこともあり、ジェネラリスト、つまり一人の弁護士が幅広い分野をカバーせざるを得なかった。一方、海外のクライアントから見ると、弁護士の専門性が期待されるので、それは今後の日本のマーケットの課題かと思う。

ハンセン：外弁協会に参加したことがない。

—— 日弁連等の日本の弁護士会に何か物を申したいというところがあれば。

ホジェンズ：我々3人は積極的に東京弁護士会の国際委員会に参加させていただいている。日弁連は三会を統括する立場として、日本の弁護士と外国資格の弁護士との交流の機会をもう少し積極的に設けていただくとありがたい。

ミューラー：ただ、東京弁護士会だけ、あるいは三会レベルだけではなかなか難しい。特に海外に興味がある日本の弁護士の方を集めることはなかなか難しい。だから、そこは日弁連がもう少し苦勞していただき、首都圏全体、例えば神奈川県弁護士会、埼玉弁護士会、千葉県弁護士会も含めて、広い範囲で全国的に交流させていただきたい。

ハンセン：今年外弁登録したばかりなのでまだ言いたことがない。

(構成：味岡 康子)

* 4：正式名称は「外国法事務弁護士協会」。日本における外国法事務弁護士（「外弁」）を会員とする団体であり、外弁が日本において提供する法的サービスの質及び幅の向上等を目的としている。

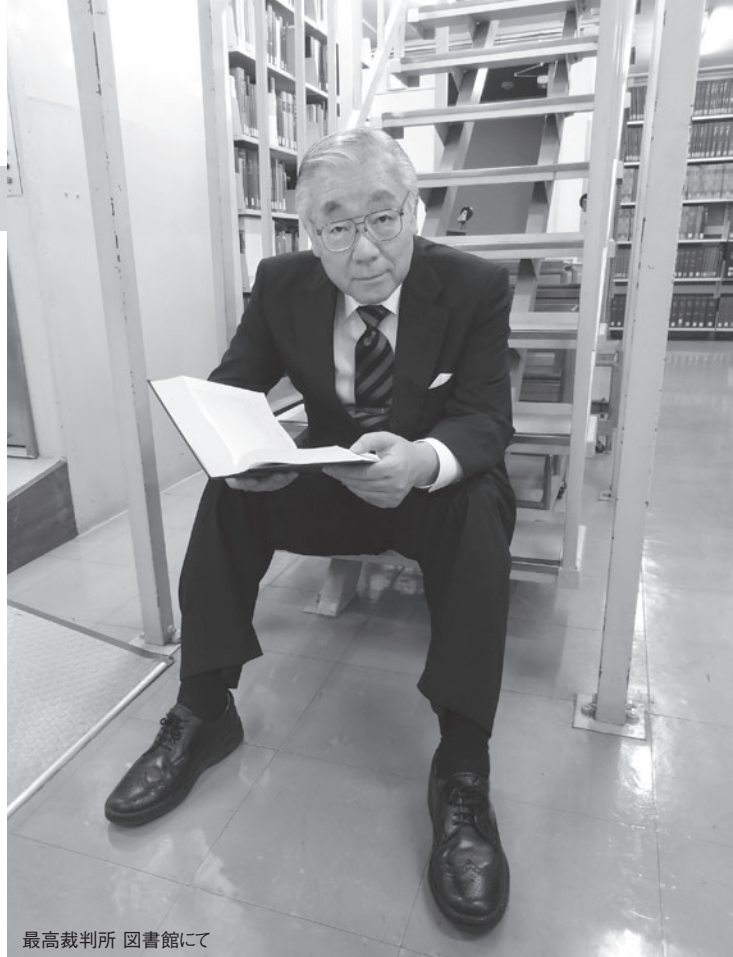
前最高裁判事に訊く

—— 山浦 善樹 会員

山浦善樹会員（26期）は、司法研修所の民事弁護教官などを歴任しつつ、いわゆる「町弁」としての弁護士を経て、平成24年3月1日に最高裁判事に就任し、平成28年7月3日に退官するまでの約4年4か月間、最高裁第一小法廷で判事を務めました。

本誌では、退官後間もない平成28年9月5日に、山浦会員にお話を伺いました。その気取らないお人柄がにじみ出たざくばらんなお話は、笑いに包まれつつも、示唆に富み、とても勉強になりました。

（聞き手・構成：伊藤 敬史、小峯 健介、佐藤 顕子）



最高裁判所 図書館にて

1 最高裁判事になった経緯

—— 最高裁判事になられた経緯を教えてください。

元々なりたいと思っていたわけではありません。前任の宮川光治さんが最高裁判事を定年で退官される1年前の平成23年1月に、東京弁護士会で後任の募集が行われたのですが、その締切りの前日の晩、たまたまある弁護士からの電話で「今回は立候補者がいないようだ」と聞きました。「えっ、せっかくの機会なのに東弁が候補者を出さないなんて勿体ない……それなら私が立候補しよう」と即座に決めました。

—— 応募から就任まで1年間もあったのですね。

就任までの1年間はたいへんでした。東弁で推薦されても、私が選ばれるのは十中八九ないだろうと考えていましたが、それでも、頭の隅に、もしなったらどうしようという不安もありました。法科大学院の教授の仕事も途中です。しかも私の事務所は弁護士1人の小さな事務所ですから、依頼者にあと1年で弁護士をやめ、事務所を閉鎖するかも……不確実なことは、とても話せません。逆にうっかり話して選ばれなかったらそれこそ形無しだという気持ちもありました。

でも、もし選ばれたらそれはそのとき、潔く社会との関係を断ち切って隼町に行こうと考え、臨時に弁護士を雇って事務所を維持することは思い浮かびませんでした。

1年は長かったです。仕事がないと私も事務員も食べていけないので、1年以上かかるような事件は受けずに、短期で終わりそうな小さい事件だけを受けてなんとか食いつなぎました。私の変化に気づいた依頼者がいたので事情を話すと、「先生、そんな心配は要りません、先生が、最高裁判事になるなんて考えられません」とハッキリ言うので、私は「それもそうだな」と気付き、安心しました（笑）。

—— 就任が決まったあとの事務所経営は？

平成24年1月の閣議で就任が決まり、法律事務所は「閉鎖」と決まりました。それからが大変でした。弁護士登録取消・事務所閉鎖ですから、事務員の解雇、事務所の契約解約、備品の廃棄、内装など原状回復工事、敷金返還交渉も全部ひとりでやりました。書籍の一部は判事室に持ち込みましたが、ほかは蔵書印があったので古書にも出せず（最高裁判事古書と特定できるので）、一部はロースクールの学生に、残りは破棄です。3月に就任して、昼は最高裁判事として仕事をし、夜は事務所に行き黙々と作業をし（笑）、5月連休前にやっと片付けました。

なかでも大変だったのは、依頼者に対するお詫びと事件の引継ぎでした。突然、私の都合で辞めるので、これは債務不履行で、ひたすらお詫びしました。ほとんどの依頼者は祝福してくれましたが、新聞報道から

40日以内に廃業・事務所閉鎖という急な話で、迷惑をかけたことも事実です。そこで、何人かの知り合いの弁護士を紹介して引き継ぎました。訴訟事件は約30件あったので、弁護士を紹介するため1日に2、3人の割合であちこちの法律事務所に連れて行きました。保管中の遺言も多数あり、これも遺言者に返しました。……いまから思うと、40日の間に、弁護士としての自分と山浦法律事務所の葬儀（笑）を、一人でやったような按配でした。

——いわゆる「町弁」から最高裁判事になる意義をお感じになることはありましたか。

最高裁判事は、錚々たるメンバーで、「町弁」という言葉を知らない人もいるぐらいでした。「町弁」というのは、神田の駅裏の、夕方になると焼き鳥のにおいがしてくるところで、どんな事件が来ても全部独りでやっているんですよという話をしても、なかなか理解されないから困っちゃって（笑）。

でも私のような「町弁」だからこそお役に立てると感じる場面は時々ありました。例えば、離婚後の子どもの面会方法と間接強制の事件がありました*1。子どもの面会交流の事件については、私はいくつか経験があったので、ここは「町弁」としての私がしっかり発言をすべきだと思いました。子どもと両親の悩みの中に首を突っ込んで仕事をしてきた経験を踏まえて自分の考えを言ったので、裁判結果に反映されたと思います。

2 最高裁判事の生活

——最高裁判事になって生活が変わりましたか。

最高裁判事には送り迎えの車が付きます。車で庁内に入ると、世間の人とは全く会いません。会ったのは年に1～2回、東京弁護士会の市民交流会の最高裁見学に参加した市民に会ったとか、そのくらいです。あとは記録を読むだけ。外部からの電話も、年に3～4回しかありません。それも秘書官がチェックしてくれますので「出てください」というのしか出ません。

危機管理などを考えると当然のことですが、ある意味では、人間をダメにするシステム（笑）。一番大きいのは、電車通勤しないということですね。通勤することによって、町の雰囲気とか世の中の考えとかを感じるじゃないですか。家を出ると黒塗りの車で最高裁の玄関に着いて、歩くのはそこから30～40メートル。1日300メートルは歩いてないんですよ。そういう仕事を4年間もやると、自分が偉くなった気分になるんですよ。でも私が偉くなったんじゃないで、ポジションが偉いだけなんですよ（笑）。

——最高裁判事としてのやりがい、どのようなところに感じましたか。

最高裁判事は、自分の意見を判決に反映することができて、最高裁判決の社会的影響の大きさを感じられるところですね。

例えば、非嫡出子の相続分の違憲決定*2は、歴史に残る決定だから気合を入れてやろうということで頑張りました。最高裁はいざとなると力が入るというか、正義を実現するんです。違憲判決をしょっちゅう出したら下級審はガタガタになってしまいますが、一つ一つの事件を通じて正義を実現するという意味で最高裁はすごいなと感じました。そういうときに、発言することによって、社会が少しずつ変わるので、自分もそれなりに仕事をしているなァと感じました。

1票の格差訴訟で、私は、国会を何回も開催しているので合理的期間の経過は明らかという理由で違憲という結論を支持しようと思ったときもありました。しかし、成熟した法治国家であれば、最高裁が「違憲状態」と判断すれば、直ちに是正するのが当たり前ではないかと考えました。「違憲状態だけど違憲ではない」という言い方を繰り返すと、それに慣れてしまつて「違憲ではない」と都合のいい解釈をしてしまう。それは正常ではないということを示すために、このままでは「国会の活動の正統性*3」に疑問が生ずるという指摘が適切だと思いました。立法府が、これをしっかり読めば、1日でも早く格差が是正されるだろうと。

*1：最決平成25年3月28日（民集67巻3号864頁，判タ1391号122頁，判時2191号39頁）。

*2：最決平成25年9月4日（民集67巻6号1320頁，判タ1393号64頁，判時2197号10頁）。

*3：最判平成26年11月26日（民集68巻9号1363頁，判タ1409号71頁，判時2242号23頁）における山浦善樹ほか4名の補足意見。「投票価値の不均衡の是正は、議会制民主主義の根幹に関わり、国権の最高機関としての国会の活動の正統性を支える基本的な条件に関わる極めて重大な問題であって、違憲状態を解消して民意を適正に反映する選挙制度を構築することは、国民全体のために優先して取り組むべき喫緊の課題というべきものである。」

山浦判事在任中の 終局事件数 (大法廷、第一小法廷)

平成24年3月1日～平成28年7月3日
までの終局事件数（関与していない
事件も一部含まれる）

1 民事・行政事件

	民 事	行 政	合 計
上告事件	3205 件	759 件	3964 件
上告受理申立事件	4076 件	782 件	4858 件
(うち上告と上告受理の並行申立事件)	(2786 件)	(561 件)	(3347 件)
特別上告事件	109 件	0 件	109 件
特別抗告事件	1934 件	138 件	2072 件
許可抗告事件	72 件	5 件	77 件
(うち特別抗告と許可抗告の並行申立事件)	(33 件)	(3 件)	(36 件)

2 刑事事件

上告事件	2923 件
上告受理申立事件	44 件
特別抗告事件	1106 件

*表作成：LIBRA 編集部

3 最高裁の審議

—— 審議の機会はどのくらいあるのですか。

小法廷の審議は毎週あります。審議事件は記録を
読んでから1カ月後に審議し、1回で終わらない場合
には、その後月1回ぐらいのペースで続けます。ほか
の裁判官は分かりませんが、私は、普段から隣の裁判
官室に行って話をすることが多かったと思います。裁
判官は自分の良心に従って判決を書くわけですが、裁
判官の独立とお互いが議論することは矛盾しません。
独りで抱え込んでいたら危険ですから、審議期日とい
う改まった席だけではなく、必要があれば何時でも行き
来して話をする方が良いと思います。

最高裁の審議で、下級審の弁論期日や弁論準備期
日でも同じだと思いますが、自分と意見の違う人と仕
事をする方法って、何だと思えますか。論破すること
ではないですよね。論破したらますます反対されます。
そうではなく、考えていることを率直に伝えて、「山浦
さんがそこまで真剣に考えているんだったら、ちょっと
考えようか」となれば1歩進みますよね。その第1歩
が重要で、そうすると、もう1回、「ここはこう考えま
せんか」という話をする。「では原稿を書いてみてく
ださい」（下級審の弁論準備期日では「そのような主
張を準備書面にまとめて提出してください」）となりま
す。原稿（準備書面）を書いてそれを検討してもらう
（下級審ではそれをもとに裁判官が争点整理を進める）
ということになれば、互いの認識が共通になります。
私は最高裁でも、下級審の民事法廷と同じように、そ
ういうコミュニケーションに気を配りました。

—— 議論をすることで意見がまとまっていくということも
あるんですね。

裁判はそこが一番重要なところです。5人の裁判官
の経験はみな異なります。5人の裁判官はそれぞれの
分野で見識があり得意分野もあるとされていますが、
すべての法律分野を得意とするわけではありません
（民事・家事・刑事だけではなく、知的財産権・税務・
独禁法・労働・医療・地方自治・外国法などすべて
の分野を得意とする法律家はどこにいるだろうか）。そ
れでも得手・不得手に拘わらず、自分のカン（知識や
経験）を信頼し、少しでも違和感をもった事件は検討
し直し、納得がいくまで意見を交わします。チームプ
レーですから、一人でも疑問を感じたときは止まって
考え、全員が確信をもてるまで検討を重ねます。

—— 大法廷の審議はどのくらいあるのですか。

大法廷にかかるのは年間数件程度しかありません。
結論の方向性が一致する場合でも、理論構成の違い
など、15人の意見が完全に一致するとは限りませんの
で、それぞれ正確な表現を心がけたり、判決の社会的
影響を考えて意見を述べる裁判官もいて、議論はなか
なか尽きません。

—— 弁護士の作成した書面について、こういう点は注意
した方がいいということとは？

調査官は、全ての事件について、記録を読み込んで
争点を整理したレポートを作ってきます。裁判官はそ
れを見ながら検討しますが、訴訟記録をどこまで読む
かは一人ひとりにより異なるのではないのでしょうか。特

特別企画：前最高裁判事に訊く

に裁判長となる事件や専門分野の事件については、審議事件であると持ち回り事件であることに拘わらず、判決と上告理由書を中心に記録を念入りに読みます。

ところが、最高裁まで来て、「そもそもこの事件の真実はこうである」から始まる分厚い書面を良く見ましたが、野球でいうなら9回裏2アウトまできて、「そもそも……」と1回から始めてもしょうがないですよ。訴状以下の書面や証拠、判決などは全部、裁判官の机の上に来ており、目を通してあるので、上告の書面というのは、9回裏における一発逆転のために必要な上告理由だけを簡潔に書けばいいのです。調査官の報告書を見ながら原判決と上告理由書を読むという方法でも1日で15件から20件も判断しますから、上告理由書が30頁もあると、さて、困ったなと感じます。30頁以上のときは当然、それ以下でも、要旨を書いてほしいですね。要旨を提出するという代理人の姿勢それ自体が裁判官を読む気にさせますね。

もう1つ、せっかく書いたのにもったいないと思うのは、裁判官が判断して結論を出すまでの時間は限られているのに、その後から出てくる書面が結構あるんですよ。一生懸命書いた書面が後から出てくると、もう少し早くがんばればよかったのにと私は思います。民事事件では、民訴規194条の50日間だけではなく、上訴期間（民訴法313条、285条）の2週間を足せば、実際の活動期間は判決言渡しから2か月以上になります。下級審でも同じで、期日は重要ですが、実際の裁判は期日だけが重要なのではなく、期日と期日の間が重要で、その間に弁護士は時間と情報と格闘することが求められていると思います。

—— 法廷での意見陳述で印象に残った事件は？

いろいろありますが、大阪泉南アスベスト訴訟*4では、夫を亡くした原告の意見陳述がありました。彼女の請求自体は残念ながら時期の問題で救済されなかったのですが、彼女は被害者全体のために話をされていました。病気で闘って、裁判で闘って、本当によくがんばりましたねと心の中で応援したくなりました。

事件は箱庭で起きているわけではなくて、現実はこの世の中で起きているわけですから、できるだけ法廷で

話を聞けるとよいと思います。

—— 判断に迷われることはありましたか。

それは、しょっちゅうです。そういうときは、先ほど述べたように隣の裁判官と議論しました。調査官と2人だけの勉強会もやりました。調査官との1対1の密度の濃い協力関係がないとこういうことはできません。図書館に行って調べものをするのは弁護士時代と変わりませんでした。秘書官も裁判所書記官ですから意見交換をしたこともあります。眠れない夜や目が覚めてしまう日も数えきれません。重要な判断をする訳ですからある意味では当然で、15人全員が同じような経験をしているはずですよ。

もう一つ、妻に聞くこともありました。もちろん事件の内容や結論を聞くのではなく、自分より生活感のある人に、事件や事故・制度など社会的な現象をどう位置付けるかというものです。法律家は、残念ながら、悩んでいる人たちの苦労とか不安については、なかなか分からないんです。そのことをまず認識すべきですよ。そういう点では法の枠に縛られていない妻しかないと思いましたね。彼女の意見を聞きながら、なるほど、それは一理あるなど。家族問題に関する大法廷事件は、15人の裁判官のうち3人が女性だったというけど、それは間違いで、4人が女性なんです。私は、女性株でしたから（笑）。

—— 夫婦別姓訴訟*5や再婚禁止期間違憲訴訟*6の判決では反対意見を書かれました。

夫婦別姓訴訟では、私は、岡部喜代子裁判官の違憲説に賛同し、更に立法不作为についても平成8年に法制審議会が選択的夫婦別姓の改正案を示してから相当期間経過したことなど判示のような経過を重視して、国賠請求を認容すべきという反対意見を書きました。

再婚禁止期間違憲訴訟では、100日を超える部分だけではなく制度自体が違憲という考えは私と鬼丸かおる裁判官だけでした。私は、法廷意見には納得できないので、特に力を入れて書きました。改訂に改訂を重ねて20改訂版ぐらい書きましたか……私の69歳の夏はこれで燃え尽きましたね（笑）。

* 4：最判平成26年10月9日（民集68巻8号799頁，判タ1408号32頁，判時2241号3頁）。

* 5：最判平成27年12月16日（民集69巻8号2586頁，判タ1421号84頁，判時2284号38頁）。

* 6：最判平成27年12月16日（民集69巻8号2427頁，判タ1421号61頁，判時2284号20頁）。

女性が離婚届を出した日から100日間は、生まれてくるかどうか分からない子の幸福（父を形式的に決める）のためという理由で、愛する二人が結婚できない制度はどう考えてもおかしい、あなたはバツイチだから結婚式場に行く前に産婦人科に行きなさい、そして晴れて妊娠していないという証明があれば再婚が許されるという制度も、象徴としての女性差別制度がまたひとつ残されたような気がします。ここで大法廷判決に1つ穴を開けておけば、いずれまた一歩先に行く手掛かりになると考え、反対意見を書きました。

—— サッカーボールの事件*7も随分報道されて社会的な話題になりました。

要件事実の面でも考えさせられました。民法714条1項但書について、我妻榮博士の『事務管理・不当利得・不法行為』（日本評論社、昭15）には「親権者の如く全生活関係に亘る重き監督義務を負う者についてはこの免責事由を認め得る場合は希であろう」と書かれています（159頁）。そのため、あの条文の免責を認めたら、我妻先生のお考えを理解していないと思われてしまうくらい、みんなが我妻先生の言葉のマジックに掛かっていたと思います（笑）。でも、よく考えたらそれには違和感がありますよね。西欧法制史やわが国の立法経過が背景にあるといっても、今どきのお父さん、お母さんは共働きで、子どもの生活を全部見ているわけではないし、学校の校庭が開放されたら子どもがそこで遊ぶのは当たり前ですよね。そのときに、すべて注意しておかなければだめだとか、行きも帰りも遊びの途中も、注意深く監督しなければいけないといっても、できるわけがないですよね。誰もができないことで責任を認めるのは生活感がないと思いました。

親としての責任を十分果たしたかどうかという免責の主張は一種の評価的要件ですから、免責に関する評価根拠事実と評価障害事実で考えればいいと思います。例えば「校庭でサッカーの練習は危険なことでは

ない」「学校の先生が校庭で遊ぶ児童を見ていた」というのは評価根拠事実ですよ。これに対して「彼はボールを蹴ったらフェンスオーバーして隣近所のガラスをよく割っていた」「その日は風が猛烈に吹いていて、ボールがどこへ飛んでいくか分からない状態であった」等というのは評価障害事実ですよ。その評価根拠事実、評価障害事実を箇条書きにして、プライオリティを付け、その事実の有無を証拠により認定し、総合判断をします。その結果、両親は免責されるという結論になりました。でも、これは事例判決なので、別の事案で評価に関連する事実が出てくれば、結論は変わるかもしれませんね。

—— マタハラ*8、セクハラ事件*9も話題となりました。

マタハラ事件は、妊娠・出産・育児の間にそのポジションに他の人が入って席がなくなってしまうということは組織の貧しさからありがちですが、せっかくの法律*10を骨抜きにしていけないということで、全員一致で、あのような判断になりました。セクハラの事件は、会社が管理職2名に行った処分の取消訴訟でしたが、通常の労働事件とは異なり、処分された2名のセクハラが問題だったので、これだけのセクハラをしている以上、会社の処分は問題ないということを示しました。このくらいのセクハラはいいと言ったら、世の中がおかしくなってしまうからね。

これらはメッセージ性を帯びた判決ですね。マタハラ、セクハラ、そしてサッカーボールも、大きな事件ではないかもしれませんが、重要な事件ですから、こういう判決を裁判所が示すことで、世の中が少しでもよくなる方向につながるという意味で、最高裁は法に基づく正義を実現していると実感しました。

4 最高裁の広報活動

—— 最高裁は、市民の裁判所に対する垣根を低くするための取組みもしているのでしょうか。

*7：最判平成27年4月9日（民集69巻3号455頁，判タ1415号69頁，判時2261号145頁）。子ども（11歳11か月）が学校でフリーキックの練習をしていたところサッカーボールが外に出て、それをよけようとしたバイクに乗った人（85歳）が転倒して死亡した事故をめぐる、遺族が子どもの親に対し、監督義務違反による損害賠償請求をした訴訟。

*8：最判平成26年10月23日（民集68巻8号1270頁，判タ1410号47頁，判時2252号101頁）。

*9：最判平成27年2月26日（集民249号109頁，判タ1413号88頁，判時2253号107頁）。

*10：雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律9条3項，育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律10条。

小学生、中学生は、ほとんど毎日バスで見学に来て、簡単な映画を見て、建物を見てまわっています。それはそれで価値があると思います。それとは別に「夏休み子ども見学会」として、模擬裁判や最高裁判事に質問ができるような企画もやっています。今年度は鬼丸裁判官が担当してニュースになりましたが、去年は私が担当しました。

例えば、アラスカの山奥で、とても苦勞して大きな木を1本切り倒したとき、切った本人はやりがいを感じますよね。でも、周りで誰も見ていなければ、社会的には何もなかったことと同じになりますよね。我々も同じで、どんなに頑張ったって、社会に伝わらなければ、社会的には何もなかったのと同じことです。今までの裁判所は、何をやったかばかりで、いずれ『最高裁判所判例集』『判例時報』『判例タイムズ』などに判決が載れば分かってくれるだろう、市民には新聞報道で充分だ……という傾向があったのではないのでしょうか。でも、それではアラスカの山奥で木を切ったのと同じでしょう(笑)。市民に裁判官の気持ちは伝わりません。ですから、何をやったかではなくて、どう伝わっているかが重要だと思います。

最高裁の開廷期日情報も、以前は南門の前の小さな掲示板に当日の分が書いてあっただけでしたが、今はWebに載っていて、事前に確認ができます。そして、法廷では、民事事件についても裁判官が判決内容の要領を口頭で説明する試みが始まりました。

—— どう伝えるかということで、さらに改善すべき課題はありますか。

これだけIT化が進んでいるのですから、いずれは法廷にビデオカメラが入って放映されることになると思います。そうなれば、国会の審議と同じように、夫婦別姓訴訟のような国民的に関心の高い事件では、関係者が意見陳述している法廷シーンが、お茶の間に放送されることになると思います。

私は欧州人権裁判所で大法廷の弁論を見たことがあります*11。その期日は1時間半もかかりましたが、3カ国語の同時通訳が行われ、全部録画されて30分後にはその一部始終がWebで世界中に放映されて

いました(帰国後にそのWebを見たら傍聴している私の姿も映っていました)。裁判官に「すごいですね」と言ったら、「我々はオランダやイタリアといった国家を相手にしているわけだから、よって立つところは市民の支援しかないんです。だから市民に見てもらい、裁判所が頑張っているということを理解してもらう必要があります」とのことでした。その話を聞いたとき、日本も大法廷ぐらいは放映すべきだなと思いました。

5 若手弁護士へのメッセージ

—— 若手弁護士へのメッセージをいただけますか。

いろいろありますが、ここでは一つ、これは自分自身の反省を込めていることなのですが、弁護士はいろいろな尺度から定期的に自己点検をしたら良いと思います。通常は説得力、表現力、調査能力などいろいろな尺度があります。問題は長所よりも短所の方です。弁護士は他人を攻撃することは得意でも、自身に向き合うことは苦手です。失敗したら反省し素直に謝罪しているか。問題をごまかしたり、すり替えていないか。自身の不勉強・努力不足を棚に上げて他者のせいにしていないか、負けた裁判の原因を裁判官のせいにしていないか。目先の利益や損得で志を変えてきていないか、或いは言うべきときに言わずに周囲の空気を読んで自身の意見を隠してはいないか……常に謙虚に反省し、自身の抱えている問題点に注意する必要があります。私自身も未だに出来ないことなのですが、こういうことを続けていないと、弁護士はだんだん自分自身を見失っていきます。

「レインメーカー」(The Rainmaker)は、マット・デイモンが扮する若い弁護士が初めて受任した大会社に対する裁判で活躍する映画ですが、彼は(ベテラン弁護士について)「弁護士は裁判1つを経験するたびに『一線』を越えてゆく、そして何回かするうちにその『線』が見えなくなり、汚れた水の中を平気で泳ぎ回るようになる」と痛烈な批判をしています。

若手弁護士には、法による正義の実現という志を、生涯、大切にしてもらいたいと思います。

* 11：短期滞在ビザ失効後、滞在許可が与えられなかった女性が原告となってオランダ国を訴えた事件で、2013(平成25)年11月13日大法廷が開かれ、2014(平成26)年10月3日、14対3の多数意見で原告勝訴の判決となった(<http://njb.nl/Uploads/2014/11/blg-403779.pdf>)。

INTERVIEW：インタビュー

ヘア・アーティスト

吉田 潤さん



イメージ動画に関与された方のインタビュー連続企画の第2弾は、動画にご出演いただいたヘア・アーティストの吉田潤さんです。吉田さんは、黒木瞳さん、浜崎あゆみさん、神田うのさんといった芸能界の方々のヘアメイクも担当されており、業界でもカリスマ的な存在です。そんな吉田さんに、美容師として大切なことからイメージ動画出演の経緯まで、色々とお話を伺ってまいりました。

(聞き手・構成：西岡 毅、
山内 一浩、雨宮 慶)

東京弁護士会イメージ動画「寄り添う」
<http://www.toben.or.jp/message/toben-tv/post-419.html>

1 美容師としてのキャリア

——まず、美容師を目指されたきっかけを教えてください。

環境が大きいと思います。母が美容師をしていて、母のお客さんには芸能関係の方が多かったのです。それで母が仕事で行く場所、例えば「夜のヒットスタジオ」のヘアメイクの現場に、子どもの頃に一緒に行ったりしていました。座っていると、近くに山口百恵さんや桜田淳子さんがいたり……。

それと美容師の兄の影響も大きいです。私がいざ進路を決めるとき、兄がその当時、日本のトップといわれているお店にいまして、ヘアショーを見に行きました。「きらびやかな美容師さんの世界はやっぱりカッコいい」、「美容師の道に行くことが、普通の人よりも成功する近道なのかもしれない」というちょっとずるい考えもあったり。

あとは、子どものころから周りに住み込みの美容師さんがいたりして。やっぱり環境がそうさせたというのが一番ですね。

——住み込みで働いている美容師さんというのは驚きです。

今でも地方に行くことが多いですね。美容室は、今では企業のようなスタイルになり始めていますが、住み

込みの小僧から始まるという形も、まだどこかに残っているんじゃないかなという気がします。僕らがこの世界に入ったときは、「給料をもらって技術を教わるなんて、とんでもない話だ」というような世界でした。

母は日本髪が得意なんですけど、いろいろなピンを改造して何か使ったりするものというのは、今の美容師には分からないかもしれません。僕は別に教わったわけじゃないですけど、知らずに見ていたんでしょう。

——そういう徒弟制度のもとで、美容師の方が独立するのはどんなきっかけなのでしょう。

以前は、師匠から、「なかなかこいつはやるようになったな。のれん分けしようか」と声をかけられるか、それともそろそろ自分でやるかという感じでした。時期としては、10年一区切りみたいな目安ですね。でも、最近は、SNSの普及で、独立の仕方や、さらには営業の仕方も大きく変わってきましたね。

——どんな風に変わったのでしょうか。

SNSにすべて破壊されたと思いますね、私たちの今までの美容師の世界観が。例えば営業だったら、昔は色んな所へ名刺を持って行って、「僕は美容師をやっているの、よろしくね」だったんですけど、最近では自

撮りした写真をSNSにアップして、「今なら何%の割引をするよ、Yeah!」みたいな、何か変な世界になっちゃって。今は信号機の数よりも美容室があるので……。

ただ、だからといって、それを否定し続けてもしょうがなくて、やっぱり同化しないといけない。同化するのに、自分がプライドを捨てなきゃいけないこともたくさんあったりしますね。逆に、SNSの普及で良くなっていることも、すごくあると思います。

—— どういうところが良くなりましたか。

例えば、海外の雑誌、『VOGUE』、『marie claire』なんかがすぐSNSでも見られるし、いろいろなモデルさんが、自分のSNSに写真を挙げているような時代ですから、勉強しようと思えばいくらでも勉強できる。だからチャンスはものすごい広がっているんですけど、勉強する人としらない人がすごく二極化されている感じがします。昔はもう頑張って頑張りを抜くみたいな感じだったんですけど、今ってどれだけ頑張らないで座ってできるかということがすごくかっこいい、みたいなところがありますね。

2 大切にしていること

—— 美容師として一番重要なことを教えてください。

気遣いでしょうか。例えば、今、僕の腕時計のガラスに太陽が反射していて、「前に座っている方が眩しいだろうな」と、さっと時計を外せるような。そういうことがすごく大切だと思います。

—— 技術を磨くというようなことかと思いますが、そうではないのですか。

やっぱり技術だけではない部分があります。僕のお客さんって、特にこだわりが強いと言われている人たちなんですね。黒木瞳さん、浜崎あゆみさん、神田うのさんとか。そういう人たちが来てくれるという理由には、心の技術が重要というのが多分にありますね。すごく上手いけどぶっきらぼうの人か、技術は8割ぐらいだけどすごく良い人のどちらが美容師として上手く

いくなかといったら、たぶん後の方だと思うんですよ。

もちろん、文化継承やそれに伴う技術も大切です。吉田潤の作品といって調べると日本髪が結構出てくるわけです。例えば20年前に若きカリスマといわれているところ——「若き」だったんですね——そのころには文金高島田を思いっきりやっているわけですね。文金高島田でも流行がありますし、そういう文化もちゃんと分かってかんざしの名前とかも全部分かっていないとなめられちゃうんですね。ですから技術もしっかりしているのは当然です。でも心の技術も同じくらい重要なんです。

—— 吉田さんは今でも技術の鍛錬をされていますか。

僕がうちの会社の中で一番練習しているはずですよ。練習のために、家の僕の部屋のテーブルの上には、いつも定規とコンパスとダイヤグラムを書いたものが置いてあります。

—— 定規やコンパスというと、まるで数学みたいですね。

カットは数学ですよ。床に対して何度、頭の形に対して何度で髪の毛を引き上げて、そこから対頂角に取ってこう切る、ここここは錯角だから同じ角度でしようみたいな具合です。

—— もっと感覚的なものかと思っていました。

例えば、僕は、岡本太郎さんのような日本の爆発したアーティストの方もすごく好きなんです。でも、一見ぱっとやっている中に完璧な技術がないと、それはただの偶然になってしまう。まず技術があって、それを崩して初めて成立すると思うんですね。

3 ライバル、後輩、そして自分

—— 吉田さんは美容師の世界では凄腕の技術者ということで講師活動もされていますが、他の人に自分の技術を教えることに抵抗はないですか。

自分の技術の9割は教えています。でも、残りの1割は、僕にとってはコーラのレシピみたいなものですから外部には教えません。

日本髪の文化を広めていかないと、という想いもありますしね。最近はみんなだいたい日本髪、日本髪と言うようになってきましたけど、本当に皆さん結えないですよ。

——そんなトップランナーである吉田さんがこれまでお会いになった方で、才能や技術がこの人はすごいと感じた方はいますか。

1人だけいます。その方は埼玉にいる美容師で、圧倒的なパフォーマンス力があります。本当にかなわないかもしれないくらい。

もちろんその方以外にも上手い人はいると思うんですけど、他は全然何でもないと行ってないといけない世界なんです（笑）。そんなふうには他は大したことないと言いながらも、ちゃんと自分の技術は研いでおかないといけない世界。これがもう「誰にもかないません。もうあの人にもかないません」になっちゃったら、若い美容師はついて来ない（笑）。

——トップを走る者のプライドと追われる方の不安のような相反する意識が同居しているように感じます。

でも、「もっと追ってこい」、「何で美容師さんたちはこんなに元気がないんだろう」とすごく思うんですよ。例えば、僕は土曜日の営業を午後7時に終わらせた後、夜中にかけてクラブでパフォーマンスをして、日曜日の始発電車で帰ってきて、そのまま寝ないで仕事をしたりもするわけです。そういう元気のいい、威勢のいい美容師さんたちが周りにあまりいないですね。いたら拍手をしてあげたい（笑）。

——長くこの世界にいらして、一番満足されている成功のお話と、逆に何か失敗談があれば教えていただけますか。

まず失敗の方はお一人だけ。初めて来たお客様でストレートパーマをかけたいと言われて、普段通りにやったら根元が縮れちゃったんです。どうしてそうなったのかというと、実はその方はつい数日前に別のお店でパーマをかけていたので、その残留アルカリの前処理をする必要があったんです。口数が少ないお客様だったんです

けど、僕がもっともっと問診して、そういう話を聞いておけばよかった。これはもう言い訳なんかは全然利なくて、僕が悪い。これが最初で最後の失敗ですかね。

成功というのはこれ一つというのではなくて、積み重なっていると思うんですけど、うちのお店に10年以上長く勤めている美容師やスタッフがたくさんいるということ。これが一つの成功だと思っています。その10年選手には感謝しなきゃいけないなというのがすごくありますね。

4 東京弁護士会のイメージ動画

——弁護士との関わりについてもお聞かせください。美容師業界にも顧問弁護士というのは必要でしょうか。

今、「美容師さんたちで弁護士さんをお願いしてないところあるの？」と僕は聞きたいぐらい、美容師の義務かなという気がします。お守りみたいなつもりで顧問契約をしてほしいですね。今は何かのトラブルのときに、菓子折りを持って、「このたびはすみませんでした」という時代ではないと思うんですよ。相手に対するマナーとか、従業員に対する安心だったり。「うちの弁護士さんに相談しますね」というこの一言だけで、どれだけ街のパーマ屋が「あ、ちゃんとしているんだ」と思われるだろうかと。

本当は、トラブルはない方がいいと思うんです。顧問料というのは言わばお守りですから。熊手と一緒に、飾っておくというわけではないんですけど（笑）。でも、例えば、自分のお客さんを粗悪な薬剤から守るためとか、お客さんが何か言いたいことを僕らには直接言えなくて、弁護士さんとお話しさせてくださいということがあるかもしれない。

——美容師の方はどのように弁護士を選んだらよいでしょうか。

私はあるご縁がありまして顧問弁護士の先生にお願いをしているんですけど、人からの紹介というのは良いですね。あ、でも、信頼できる人からの紹介というのが大事ですが。

美容師として技術がしっかりしているのは当然ですが、心の技術も同じくらい重要。僕のお客さんにこだわりが強いと言われる人が多い理由は、ここに多分にありますね。

吉田 潤



最近、ネットで調べたら出てくるじゃないですか、弁護士さんって。一般の人はネットで調べて一番上に出てきたところが、ちょっと料金安そうだからといってそこに頼んじゃうということもあるかもしれません。僕はそういうのは、少しどうかと思います。

—— 弁護士にはどのようなイメージをお持ちですか。

やっぱり弁護士事務所というのは自分とは程遠い場所という感覚がありますね。僕が弁護士さんに電話して、「本日は法廷です」と言われたとき、「おー、すごい人に電話してしまったんだな」と思ったり（笑）。

そういう意味では、東京弁護士会のイメージ動画もすごく良かったと思うんですね。いろいろな業種の人が出てきて、あのような身近で暖かいというイメージがもっと普及すると良いですね。

—— ありがとうございます。当会のイメージ動画には吉田さんにもご出演いただきましたが、吉田さんが出演依頼を受けたとき、どのようにお感じになりましたか。

正直驚きました。やっぱり「え、何を作るのかな」とは思いましたよね（笑）。「弁護士会とイメージ広告?」、「どういうものになるんだろう」と思って。

—— 実際にご覧になった感想はいかがでしょう。

ああ、こんな風にできるんだ、と思いました。僕の「Twitter」で僕が出演していることをツイートしたんですが、「超面白い」とか「何で潤さん、出ているの」みたいな反応でしたね（笑）。みんな意外に思ったみたいです。

でも、せっかくなので、続編も作って、もっと色々なジャンル、例えばギャルもいたり、ママ友とかもいたりして、色んな方が弁護士とリンクしているんだということを世の中に分かってもらったら良いと思います。別に弁護士会の営業ということではなくて、弁護士会の守備範囲の1つとして世間の方に認知されるように持っていけたら良いと思います。子どもに怪我させちゃった、犬を散歩させたら噛みついちゃった、大家さんと揉めた。そういう身近なことが僕らの世界でいっぱい起きているので。今までは、弁護士さんという絶対的にかけ離れた世界だったんですけど、これから絶対的に近くなきゃいけない存在になってきていることは確かですね。

—— 最後に、吉田さんの理想の美容室のあり方を教えてください。

僕は1億円を売り上げる美容室ではなくて、1億人に来てもらえる美容室をやりたいですね。稼ぎとかはどうでもよくて、支持してくれる人が多い美容師になりたいですね。

—— 本日はありがとうございました。

プロフィール よしだ・じゅん

「ISM」代表。1967年生まれ。東京都出身。日本美容専門学校卒業。北千住、南青山に2店舗を構え、サロンワークはもちろん、TV、雑誌等、幅広いフィールドで活躍。従来のカット技術に加え、日本髪から現代風にアレンジした盛り髪を得意とし、「アゲ盛り」の生みの親でもある。髪を自由自在に操る確かな技術と感性により、多数のアーティストからの依頼も多い。

仲良くやっています

副会長職

本年4月1日より副会長として、実にいろいろな体験、経験をさせていただいております。

下の写真は、8月11日から14日まで、スリランカ最大の都市コロンボで開催された国際法曹組織LAWASIA（ローエイシア、正式名称The Law Association for Asia and the Pacific）の評議会に東弁代表として出席したときのものです。中央の方がローエイシアの会長で、その左側の方はかつてLAWASIAの会長を務めた小杉丈夫弁護士（当会会員）です。



評議会では、当会を代表し、当会の加盟を承認していただくべくスピーチをしてきました（満場一致で、当会の加盟は承認されました）。

日本からコロンボまでは直行便で片道約10時間、職員に指示し、機中泊を含む2泊4日の最短ツアーを組んでもらいました。コロンボでは任務だけを遂行し、余分な宿泊はせず、出張費（渡航費・宿泊費）は総額20万円程度に抑えました。会員のみなさんが納めた会費ですから、大切に使いました。

なお、来年は、東京でLAWASIAの大会が開催されることになっています。招致委員会の委員長は当会の山岸憲司会員（元日弁連会長）です。大会を大成功に導くべく当会には大きな期待が寄せられています。

さて、副会長の執務は、原則として、月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までです。実際のところ、ときには午前8時から午後10時過ぎまで執務することもあります。そこで、自ら法廷に立つことはいうま

副会長 佐々木 広行 (48期)

主な担当業務

日弁連常務理事、選挙管理委員会、東弁・二弁合同図書館、国際委員会、若手会員総合支援センター、新進会員活動委員会、三会ハーグ協議会



でもなく、事務所に顔を出すこともままなりません。なかなか大変なものですが、後述するように、素晴らしい同僚に恵まれ、楽しく仕事をさせていただいております。

役員室の団欒

今年の副会長6人は仲が良く、役員室には団欒があります。

私は副会長の中では修習期（48期）でも実年齢でも一番年下です。末っ子の目から見ますと、兄姉はいずれも尊敬できる人たちです。

谷真人副会長は長男です。どの家庭でも長男は姉弟たちを上手にまとめないといけないのですが、谷副会長は5人の個性ある姉弟の総合調整役を完璧にこなしています。非の打ちどころのない長男です。

芹澤眞澄副会長は、朗らかな長女です。芹澤副会長を見てみると「こんな姉がいたらよかったなあ」と思います。長男同様、欠点らしい欠点はありません。

成田慎治副会長は次男。上と下の橋渡し役を上手にこなしています。普段から声の大きな方で、室外に響き渡るような大きな声はたまに訪れる沈鬱な気分を吹き飛ばしてくれます。頼もしい兄貴です。ちなみに、成田副会長の弟さんは私の学友です。

三男仲隆副会長とは、平成24年（ロンドン五輪の年）に一緒に当会の監事を務めました。奇しくも、リオ五輪が開催された本年、一緒に副会長になりました。仲副会長はとにかく優しい人です。お酒が入ると、兄姉に対しても巻き舌のべらんめえ調になりますが、それもまた愛嬌です。

四男鍛冶良明副会長は正義感の人です。不祥事関連の仕事はストレスの溜まるものですが、日々淡々とこなしています。また、非常に几帳面な方で、鍛冶副会長の机は、信じがたいほどに整理整頓されています。

このように、同僚の副会長はいずれも「幼少期にこんな兄、姉がいたら楽しかっただろうなあ…」と思わせる素晴らしい人たちです。

そのような人たちと同僚になれてよかったと心から思いつつ、充実した日々を送っております。

2016 年度

臨時総会報告

2016年11月2日(水)12時30分／本人出席269人, 委任状出席515人, 合計784人

第1号議案 懲戒委員会及び綱紀委員会に調査員制度を設置する件

第1議案 「懲戒委員会会規」の一部改正の件

第2議案 「綱紀委員会会規」の一部改正の件

◎承認 (いずれも全会一致)

〈内容〉

弁護士自治は、国民から弁護士、弁護士会が信頼されていることが大前提であり、その機能を保持するには、綱紀・懲戒制度が適正、迅速に機能していることが必須である。

一方で、ここ数年、懲戒及び綱紀の審査案件は飛躍的に増えており、本会の懲戒委員会及び綱紀委員会の負担は増加している。

日本弁護士連合会や第二東京弁護士会においては、綱紀・懲戒の手続を円滑に進めるために調査員ないし嘱託制度を整えており、本会においても同種の組織が不可欠であると思料される。そこで、懲戒委員会及び綱紀委員会に弁護士の調査員を置くことが提案された。

調査員は、事実関係や主張が複雑な事案を円滑・迅速に審査するために、主張や証拠資料の整理を行うこと、処分の量定を検討する際の基礎資料とするために過去の類似事案の調査等を行い、その結果を委員会に報告すること等を主たる業務とし、その他委員長の命を受けて必要な事務の補佐を行うものである。

かかる調査員制度の設置のために、第1号議案第1議案において「懲戒委員会会規」を一部改正すること及び第1号議案第2議案において「綱紀委員会会規」を一部改正することが提案され、いずれも全会一致で承認された。

第2号議案 「新会館臨時会費を徴収する件」(総会決議)の一部改正の件

第1議案 「新会館臨時会費を徴収する件」(総会決議)(第6項)の一部改正の件

◎承認 (全会一致)

〈内容〉

第1議案は、新会館臨時会費特別措置申請に関

する定めの整備についての議案である。

本会は、1993年10月20日臨時総会決議による「新会館臨時会費を徴収する件」に基づき、新会館の建設、維持、管理等の費用に充てるため会員から新会館臨時会費を徴収している。そして、同決議第6項は、新会館臨時会費の減額、免除及び延納について特別措置を定めている。

まず、同決議第6項第1号においては、「経済的事情」を理由とする減免等を認めているが、一般会費には経済的事情を理由とする減免等の制度はないところ、新会館臨時会費についてだけこれを理由とする減免等の措置を認める必要性に乏しいこと、仮に経済的事情を含め特別の事情がある場合には「その他個別的事情」を理由とする減免を認めることができることから、会内法規を整理するため、「経済的事情」の部分を削除することが提案された。

次に、同決議第6項第2号は新会館臨時会費の支払を猶予する規定であるが、「東京弁護士会会則」第27条第5項、第6項に基づき、新会館臨時会費についても会費の減免が可能であり、慣行上もこれらの条項により一般会費の減免を受けた者に対しては新会館臨時会費の減免も認めてきた。そこで、同決議第6項第2号によると猶予しかできないののではないかという疑義を払拭するため、第2号を削除することが提案された。

いずれの提案も、全会一致で承認された。

第2議案 「新会館臨時会費を徴収する件」(総会決議)(第7項)の新設の件

◎承認 (賛成多数)

〈内容〉

第2議案は、いわゆる貸与制世代以降の新会館臨時会費の免除規定の創設についての議案である。

貸与制は、新第65期(2012年12月20日登録)より開始され、原則として月額23万円の貸与を受け、司法修習期間終了後5年間据え置き、10年間の年賦払いにより返還することとなっている。この貸与制世代の経済的負担について救済措置を図ることは

若手会員支援策として弁護士会の急務である。

そこで、その支援策として貸与制世代の新会館臨時会費の免除が提案された。

現行の規定は総額130万円の一括納付世代から総額40万円の月額納付世代に至るまで漸次納付額を低減させ、2018年4月1日以降の入会者については徴収対象者としていないところ、本改正は若手会員に対する経済的支援の見地からこの趣旨を前倒しするものである。

もっとも、現在納付残額のある2007年4月1日以降の入会者について全ての納付義務を免除した場合、約15億4,500万円の目減りとなり、会館特別会計に与える影響が過大となる。

そこで、法曹養成制度全体でみたとき、いわゆる貸与制世代（新第65期以降）の会員の経済的負担がそれ以前の会員に比して大きいことが明らかであることに鑑み、新第65期以降の会員の会館臨時会費を免除することが提案されたものである。

第64期以前の会員との不公平が大きいのではないかと懸念は、後述のとおり、将来予定される第二次会館臨時会費（仮称）の徴収の際に調整されるべきものである。改正案に従えば、第64期と第65期の納付総額の差額は25万5,000円となる。また、改正案は遡及的に免除することは予定していない。過去に納付された会費はそのときの政策に基づいて受領したものであって誤って納付を受けたわけではないからである。そして、遡及されない結果、滞納している新会館臨時会費までが免除されるものではなく、その点での不公平は生じない。

なお、貸与制世代には貸与を受けていない会員も多数存在するが、貸与を受けていないといっても、貸与の条件が厳しいゆえに貸与を受けることができなかったケースなど、貸与以外の方法で生活費を工面した会員も少なくないのであり、この点で公平・不公平を論ずるのは困難である。

また、新第65期以降の会員の会館臨時会費を免除した場合、11年間で約7億円の減収となるが、

一方、会館修繕積立金会計の2015年度決算における次期繰越金は約53億円であり、現在計画中の会館設立20年目の大規模改修工事やこれに先行する外壁改修工事などにおいて当会が負担すべき工事費用の合計額は大きく見積もっても20億円を下回る予定であるところ、本改正による新会館臨時会費の免除が会館特別会計に直ちに危機的な状況をもたらすものではない。もっとも、10年後には新会館臨時会費の収入がなくなり、大規模改修工事以降の各種修繕によって修繕積立金会計が次第に減少していくことは明らかである。10年後あるいは20年後に全会員に対する第二次会館臨時会費（仮称）の徴収を検討しなければならず、その際には、世代別の新会館臨時会費の納付済み額を勘案して、世代間格差を是正するように取り計らう必要もある。現行規定も漸次納付額を低減し、2018年4月1日以降の入会者から徴収しないことになっており、第二次会館臨時会費（仮称）を徴収することを予定しているものである。本改正案はこれを前倒しし、若手会員を支援する一方で、全会員からの徴収を早めるということに帰着する。

なお、改正案第7項第1号のただし書で、2016年11月2日現在本会会員であった者に限るとしたのは、本改正が成立した場合に新会館臨時会費の負担がないことを理由とした他会からの登録換えを抑制するもので、他会に配慮したものであるが、任官者やひまわり基金法律事務所を任期満了により退所した者が本会に入会したような場合などには、先の新会館臨時会費特別措置を利用して柔軟に対応すれば足りると考えられる。

更に、改正案による新会館臨時会費の免除は、現在停止している一般会計から会館特別会計に対する繰入れの再開の問題（「一般会計健全化のための特別措置に関する会規」により2018年3月31日まで繰入れを停止することができる旨の規定がある）と連動するが、この問題については本年5月に本会に設置された財務問題検討ワーキンググループにおいて、繰入れ再開の時期及び金額につき慎重に検討

されるべきである。

以上に基づき、貸与制世代の新会館臨時会費の免除のため、「新会館臨時会費を徴収する件」（総会決議）を改正することが提案され、本臨時総会において棄権1を除き全員賛成で承認された。

第3議案 「新会館臨時会費を徴収する件」（総会決議）（第4項（13）ただし書）の一部改正の件

◎承認（全会一致）

〈内容〉

第3議案では、2016年3月10日開催の臨時総会において、2015年12月17日以降に司法修習を終え、本会に入会した者の新会館臨時会費の納付開始時期を、司法修習修了後6か月経過時に変更したが、司法修習を修了した翌年6月以降に入会した会員についての規定がなかったため、これを追加することが提案され、全会一致で承認された。

第3号議案 弁護士会館の外壁改修に伴い、本会負担金約1億2,960万円を会館特別会計内の修繕積立金会計から支出する件

◎承認（賛成多数）

〈内容〉

近時、弁護士会館の外壁の仕上石及び目地シーリングの劣化が進んでおり、来館者・通行人等の安全保持及び会館建物保全の観点から、外壁改修工事を弁護士会館20年目大規模改修工事から切り離し、可及的速やかに実施する必要がある。本件に伴う概算支出（予想）は、総額約3億6,000万円であり、本会の負担額は、負担割合約36%を掛けた約1億2,960万円となる見込みである。弁護士会館20年目大規模改修関係事業であることから、修繕積立金より支出することが適当であるが、修繕積立金より1億円以上の支出をする際には、会館特別会計規則第4条第3号に基づき、総会の承認が必要となる。

そこで、会館外壁改修に伴う費用約1億2,960万円を修繕積立金会計から支出することが提案され、棄権1を除き全員賛成で承認された。

第4号議案 東京弁護士会災害基金創設に伴う、災害基金特別会計に関する補正予算（案）の決議の件

◎承認（賛成多数）

〈内容〉

今後30年以内に、7割の確率で首都圏に影響を及ぼす震度7クラスの地震が発生すると言われており、首都圏に甚大な被害が及ぶことが予想されている。地震を始め台風・洪水等の大規模災害は、いつ発生してもおかしくはない。

本会は、本年度、東日本大震災復興対策費として500万円の予算を組んでいるが、用途は東日本大震災復興に関する支出に限定され、規模と汎用性に限界があることから、大規模災害が発生した際に、本会の被災者支援、復旧支援活動等を支えるための活動資金とするため、今般、東京弁護士会災害基金を創設し、この基金のために特別会計を設けることとした。

そこで、今後、大規模災害が発生した際、速やかに機動的な資金利用ができるように2億円を予算化するための一般会計及び東京弁護士会災害基金特別会計の補正予算案が提案され、棄権1を除き全員賛成で承認された。

第5号議案 「預り金等の取扱いに関する会規」の一部改正の件

◎承認（全会一致）

〈内容〉

2016年3月10日開催の臨時総会において、近時の非弁提携事件の傾向に鑑み、業務停止処分を受けた会員を調査の対象に含める必要があることから、「預り金等の取扱いに関する会規」の一部改正が承認されたが、第9条の2を追加したことに伴い、第10条第1項本文中の「前条の規定による照会を受けたときは」を「前2条の規定による照会を受けたときは」と修正すべきところ、この修正がなされていなかった。

そこで、かかる修正のため「預り金等の取扱いに関する会規」を一部改正することが提案され、全会一致で承認された。

函館少年刑務所・青森刑務所 見学記

函館少年刑務所

会員
神谷 竜光 (67 期)



2016年8月23日の午前、函館少年刑務所を見学した。

1 函館少年刑務所の沿革

函館少年刑務所は、明治2年に北海道で最初の徒刑場として設置された。その後、何回か場所を変えながら、昭和62年に、現在の函館市金堀町において、施設全体の改築工事を開始した。この工事は、現地改築だったため、期間を要し、平成20年に終了した。施設は全体的に新しい印象で、外観は、函館の街の景観を損なわないように配慮されていた。なお、函館少年刑務所との名称は、昭和18年から使われている。

2 所内の見学

所内の見学では、まず、面会室に案内された。面会室は、面会者と入所者の会話用の穴のある従来のアクリル板ではなく、完全密閉式のアクリル板越しに、受話器を使って面会者と受刑者が会話できるようになっていた。これは、入所者を外部からの感染症（インフルエンザ等）感染を防ぐ措置ということであったが、今後、このような設備は全国に拡充されていくと考えられる。

その後、保護室を見た。保護室は、冷暖房完備の新式のものであった。なお、保護室に2日以上収容される受刑者はほとんどいないとのことであった。

続いて、外泊も許可される仮釈放対象者が集団生活する居室（希望寮）をみた後、鍵のない個室（独居房）の区画、集団室（いわゆる雑居房）の区画を見学した。函館少年刑務所の全体的な収容率は、6割程度とのこと、空間的にも、矯正の観点からも適当な対応が可能な範囲と思われる。

工場棟では、木工や溶接以外に、自動車整備も行われており、有用な職業訓練の工夫がされていると感じられた。他にも、「マル獄シリーズ」製品の製作も行われていた。

3 函館少年刑務所に関する説明

所内の見学が終了した後に、刑務所長から、施設に関す

る説明を受けた。

同所の処遇指標は、懲役受刑者のうち犯罪傾向の進んでいない者（A指標。同所では、20歳未満のJA指標の受刑者、20歳以上26歳未満のYA指標の受刑者も収容している）及び禁錮受刑者並びに未決拘禁者である。受刑者・未決拘禁者の定員はそれぞれ868人・80人のところ、見学当時の収容状況は、それぞれ522人・16人であった。平成20年より減少傾向にある。なお、「少年」刑務所との名前ではあるが、少年に限って収容しているわけではなく、見学当時、最高齢で87歳の受刑者がいるとのことであった。被収容者の刑期は、最長17年、最短8か月、平均して4年2か月とのことである。仮釈放率は75%、執行率は83.8%とのことであった。

職業訓練については、理容科と船舶職員科が、同所の特徴であろう。理容科は、被収容者の散髪だけでなく、所外の人にも行っており、理容師の資格取得を目指す。全国唯一の訓練である船舶職員科は、訓練船「少年北海丸」に乗船し、訓練生が、実際に操舵等を行い、4級・5級海技士などの資格取得を目指し、訓練生同士の連帯感等、矯正にも資するとのことであった。

このほかにも、地域貢献として、通学路の除雪や公園のゴミ拾いを行っている。また、未成年の被収容者が、刑務所内で20歳になった場合には、社会人としての自覚を促すべく成人式も行われている。

4 さいごに

函館少年刑務所内の見学終了後、正面玄関向かいにある売店で、受刑者が作った「マル獄シリーズ」のスマートフォンケースなどのキャピック商品を購入した。北海道ならではのストラップなど購買意欲を刺激する商品が多数あった。台風一過の青空の下、受刑者の門出も明るいものになることを祈りつつ、見学を終えた。

2016年8月23日、弁護士13名及び事務局1名で、函館少年刑務所と青森刑務所を見学した。

青森刑務所

刑事拘禁制度改革実現本部委員
大辻 寛人 (59期)



左から6人目が筆者

青森刑務所は、青森県青森市のほぼ中央に位置する、処遇指標でB指標の受刑者（犯罪傾向の進んでいる成人受刑者）を収容する刑事収容施設である。

1 収容者について

収容定員は795人（受刑者753人、未決拘禁者42人）であるが、収容者数は平成19年にピークに達し、その後減少しているという。見学時には収容率70%程度であり、空室も多く、過剰収容の問題は改善されていたようであった。

収容者の平均年齢は50.4歳、最高齢は83歳という。再犯者が多く（平均5回、最大で23回）、再犯期間は、2年未満の者が多い。受刑期間は、平均で2.94年とのことであった。罪名としては、窃盗、薬物事犯、詐欺が多いという。暴力団構成員も多いとのことであった。

2 施設について

明治4年に仮監獄倉として開設された同所は、明治7年に未決・既決の被収容者を拘禁する施設となり、昭和4年に現在地に移転したのち、改築・増築を重ねて現在に至るという。

2部施設であり、同所の他、弘前と八戸にそれぞれ拘置所を有する。

共同居住室は12畳で、見学時は定員が6名であったが、ピーク時には8名まで収容していたという。

3 矯正処遇・各種支援について

刑務作業については、生産作業として、木工、洋裁、パチスロ台の作成などを行っていた。また、青森の伝統工芸品である津軽塗の訓練も行われていた。職業訓練としては、フォークリフト運転、車両整備、生産技術取得訓練などを行っているという。

支援としては、福祉的支援として地域生活定着センターと

の連携を行っているほか、就労支援として作業カウンセラーなどを置いているという。

4 医療について

医療スタッフは合計7名、常勤として外科医1名がおり、その他、薬剤師、看護師、准看護師がいるとのことであった。

所内では、外科・内科を中心とした一次医療に対応しており、レントゲン、超音波検査、心電図検査などに対応可能で、歯科及び精神科については、外部医師による診療で対応しているとのことであった。

刑事収容施設での処遇においては、保健と医療が一番問題になるとのことであり、矯正医官は給料も外部病院と比較して低く、スキルアップにつながらない（研修を自分でできない、他との接触がない）ので、なり手が少ないという。青森刑務所に限った話ではなく、深刻な問題である。

5 懲罰等について

年間懲罰件数については、平成25年が874件、26年が661件、27年が630件と、減少傾向にある。懲罰の理由として最も多いのは、怠業、抗命、物品の不正授受等とのことであった。

所長の佐々木浩氏は、岩手生まれで、今年で定年退官されるという。赴任地として11箇所目であり、最初の赴任地も青森であったという。

刑務官という職に就いてから10年くらいは、いつやめるのかと親から言われていたという。

刑務官は、人手不足もあって有給休暇も消化できないほど多忙な職務と聞く。危険も伴い、受刑者の更生・教育に対する強い理想がなければ続かない仕事だと思う。

常に一線で受刑者の更生に腐心されてきた佐々木所長に敬意を表しつつ、青森刑務所を後にした。



今、憲法問題を語る

—憲法問題対策センター活動報告—

第63回

第59回人権擁護大会シンポジウム第1分科会と その大会宣言について

憲法問題対策センター委員 石原 修 (39期)

人権擁護大会シンポジウム(第1分科会)

今年の日弁連人権擁護大会は10月6日から7日にかけて福井県で開催され、6日には「立憲主義と民主主義を回復するために～安保関連法と秘密保護法の適用・運用に反対し、その廃止を求めて～」をテーマとするシンポジウム(第1分科会)が開催された。

安保関連法等に関する日弁連と全国52の弁護士会のパレード、イベント、街頭宣伝等の活動が各弁護士会から寄せられた写真やコメントを交え紹介された後、毎日新聞社特別編集委員岸井成格氏による基調講演が行われた。岸井氏は最近の体験に基づき、「権力は大事なことを隠し巧妙な嘘をつく。この壁を崩し、知る権利に尽くすのがメディアの使命である」と力説された。

社会風刺コント集団「ザ・ニューズペーパー」による「安保法制と秘密保護法」をテーマとしたクオリティの高いコントの後、フリージャーナリスト西谷文和氏より、「中東の現状」について、自身が現地で撮影した映像を中心に報告がなされ、従前の日本への親和的な関係が失われており、日本は平和外交と人道支援を中心として役割を果たすべきとの意見が述べられた。

最後に、「安保法制によって国民生活はどう変わるか」について、岸井成格氏、経済学を専門とする群馬大学名誉教授山田博文氏、フランス公法を専門とする中央大学教授植野妙実子氏、国際平和学を専門とする大阪女学院大学教授奥本京子氏によるパネルディスカッションが行われた。山田氏からは、武器輸出が日本の経済界の新しいマーケットになり、軍学共同の事態となってしまったが、経済学の観点からは、軍事産業が栄えても国民の生活は豊かにならないとされ、植野氏からは、まず、日本の立憲主義は人権保障と三権分立を支える違憲立法審査権の充実が求められ、裁判所を機能させることが重要であること、ま

た国家緊急権については、フランスにおいても安易な非常事態宣言には反対があり、日本の現状では非常事態を権力者に任せることはできない、との意見が示された。さらに、奥本氏からは、政府は積極的平和主義の意味を履き違えており、憲法9条を全面に置いた国際協力のあり方が求められること、そして岸井氏からは、メディアが分断されてしまっている状況において、本当の平和主義とは何かを自分自身で考え、権力を監視して欲しいとの意見が述べられた。

大会宣言

続く7日の大会では、「憲法の恒久平和主義を堅持し、立憲主義・民主主義を回復するための宣言案」として、「安保法制の立法化の過程においては、これに反対する広汎な世論が形成され、若者、母親、学者・文化人その他の各界各層が、自発的かつ主体的に言論、集会等の行動を通じて政治過程に参加する民主主義の大きな発露があった。…今、この国の歴史の大きな岐路に立って、当連合会は、民主主義を担う市民とともに、立憲主義国家が破壊され、この国が再び戦争の破局へと向かうことの決してないよう、憲法の恒久平和主義を堅持し、損なわれた立憲主義と民主主義を回復するために、全力を挙げることをここに表明する」との宣言が提案された。これに対し、宣言案の「日本は、国際社会の中で、平和国家としての信頼を勝ち得てきた」との文言について、沖縄の現状からすれば「一定の評価を得てきた」に修正すべきではないかとの意見が出され、執行部によりその旨修正の上、再度提案され、可決された。

シンポジウムの各登壇者の貴重な意見、そしてこれまでの日弁連及び全国の弁護士会の真摯な活動が凝縮された内容であり、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする私たち弁護士・弁護士会が、今後何をなすべきかの指針となる宣言である。

あっせん人列伝

第7回 永石 一郎 会員(24期)



(聞き手：紛争解決センター運営委員会研修員 佐伯 織江)

Q1 あっせんとして申し立てられる事件にはどのような特徴がありますか。

まず、裁判所に訴えを提起すると敗訴する可能性が高いが、なんとか話し合いで解決したい、という事案があります。一見すると、勝敗がはっきりしているような事案でも、当事者の話をよく聞いて整理をすると、往々にしてそれぞれ主張に弱いところを発見できます。その弱点を当事者それぞれに説明し、あっせん手続内で解決するのが妥当だと理解してもらうと、和解をすることができます。

また、訴訟提起前にあっせんに申し立てると、あっせん手続内で法律上の争点や弱点を事前に把握することができるので、そのために申し立てる事案もあります。

Q2 当センターに向いている事件はどのようなものですか。

未公開株式の譲渡価格が争いになったあっせん事案を担当したことがあります。双方の主張する株式の譲渡価格に大きな乖離がありました。裁判では株式価値評価の鑑定を行えばそれだけで数百万円かかります。仮に鑑定書を作成してもらったとしても、鑑定書の内容の専門性が高く、裁判官も当事者代理人も簡単には読みこなせません。このような場合はあっせん手続を利用した方が早く解決できます。裁判と違って大がかりな証拠調べを回避することができるからです。このように、あっせん手続は、裁判に比べて結論を出すまでの時間や費用が軽減でき、この点にメリットがあるといえます。また、非公開ですから、紛争の存在、内容を世間に知られなくて済みます。ただ、あっせんの場合、当事者にあっせん人には法的判断能力があると信頼されなければうまく進められません。

Q3 あっせん人として心がけていることはどのようなことですか。

話を聞くため当事者と信頼関係を築きつつも、あっせん人は当事者双方から公平性を有しているとみてもらうことが必要なので、公平性・廉潔性を保つようにしています。また、私は裁判官と同じような立場に立って法律的判断を前提として事実認定を行い、それを基として解決するように心がけています。

先ほどもお話ししましたが、あっせん手続をまとめるにはあっせん人が当事者双方の話をよく聞いて、お互いの主張の弱いところを見つける必要があります。例えば、先ほどの未公開株式価格の事案では、相手方である代表取締役が高額の譲渡価格を主張していましたが、一方でこの代表取締役は退任を予定しており、申立人（他の取締役ら）に高額の退職慰労金の支払いも要求していました。私はあっせん人として、申立人に株式価額の評価原則を説明し、申立人の主張する金額は低すぎるから認めたいと説得する一方で、相手方に対し、退職金は申立人の会社の株主総会の議決が必要であり、その議決をもらうためには株式価額で妥協する必要があると説明し、その結果、双方の主張の調整ができ、第2回期日で和解が成立しました。

Q4 会員の方にメッセージをお願いします。

私は、会員にはまずあっせん人になってみることをお勧めしたいです。弁護士は裁判所の判断を待つ側ですが、判断をする側のあっせん人になると、裁判官の心理を理解しやすくなるからです。

永石一郎会員プロフィール

1972年弁護士登録。あっせん・仲裁委員会委員長、紛争解決センター運営委員会委員長歴任。現在、日弁連懲戒委員会委員、行政訴訟センター委員、金融ADRあっせん・仲裁人。

性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を

第18回 弁護士会館内での研修時の一時保育サービスについて

男女共同参画推進本部委員 浅井 淳子 (60期)

男女共同参画推進本部では、男女共同参画推進の重点課題の一つである、出産・育児、介護等の家庭



生活と仕事との両立支援のための施策として弁護士会館等における会員向けの一時保育サービスの提供を検討していたが、平成28年9月、東京弁護士会は委託業者との間で契約を締結し、平成28年10月3日及び12日、試行的に弁護士会館4階和室(写真)で一時保育サービスの提供が行われた。

● 制度の概要

対象：生後半年から小学6年生までの会員の子。病児保育は行わない。

場所・定員：弁護士会館4階和室、5名まで。

利用可能時間帯：9時30分～21時。

食事等：弁当、軽食、飲み物等を持参すれば食事等の介助も可能。

費用：利用者負担なし。

※10月3日及び12日の一時保育では、シッター1名につき30分あたり800円(税抜。以下同じ)の費用及び交通費を東京弁護士会が負担した。なお、費用は、10月3日は5600円、同月12日が1万9600円であった(シッター交通費除く)。

申込方法等：利用日2週間前までに東京弁護士会担当課(研修等を企画した委員会)に連絡する。利用日3日前までに利用申込書、お子様カルテを上記に返信する。

おもちゃ等：4階和室にはおもちゃや遊具等がないため、利用者に持参いただく必要がある。

その他：幼稚園、小学校等、預け先から弁護士会館までの送迎サービスも利用できるが、送迎所要時間分(預け先から弁護士会館到着まで)の費用は自己負担。

● 試行的な一時保育の結果について

10月3日は1名、12日は4名が一時保育を利用した。

3日は1名の子どもに対しシッター1名、12日は4名の子どもに対しシッター3名であった。

10月3日及び12日の一時保育では、研修は両日も18時から20時で、一時保育は前後に余裕を見て17時から20時30分とされた。

1歳児から小学生まで幅広く利用していたが、皆仲良く遊んでいた様子であった。食事の時間にかかったため、子どもたちは持参した弁当や軽食等を食べていた。

私自身も12日に送迎付きで利用したが、送迎とセットでの一時保育サービスは大変便利であった。特に、ネット配信も行われず、夕方から夜間の研修を受講したい場合の会員向けの一時保育サービスは大変有益であると感じた。

今後、他の研修についても一時保育サービスを実施するべく検討中である。

お知らせ

東京弁護士会第二次男女共同参画
基本計画策定記念シンポジウム

「これからの男女共同参画社会の あり方を考える」

東京弁護士会では、以下のとおり、第二次男女共同参画基本計画策定記念シンポジウムを開催します。一時保育サービス(事前申込必要)がありますのでぜひ同サービス付きでご参加ください。

日時：2017年1月6日(金) 午後6時

場所：弁護士会館2階 講堂クレオAB

*入場無料

詳細はこちら

http://www.toben.or.jp/know/iinkai/danjokyoudou/news/post_2.html

問い合わせ先：人権課 TEL.03-3581-2205

刑弁でGO!

第70回

研修報告

改正刑訴法研修を受講して

刑事弁護委員会副委員長 岡田 浩志 (59 期)

1 はじめに

本年5月24日に、刑事訴訟法等の一部を改正する法律案が成立し、同年6月3日に公布されました。今回の改正は、取調べの録音録画制度の法制化をはじめ、重要かつ多岐にわたるものです。

弁護人としては、これらの改正点を十分理解した上で、被疑者・被告人の利益となるような弁護実践を積み上げていかなければいけません。

そこで、本稿では、平成28年10月13日に第一東京弁護士会と当会の共同主催で実施された、改正刑訴法全国一斉基礎研修（講師は、法制審議会の幹事を務められた神洋明弁護士（第一東京弁護士会）、小坂井久弁護士（大阪弁護士会））の内容について、要約してご報告します。

2 改正の経緯

今回の改正は、村木厚子さんのえん罪事件を受け、取調べへの過度の依存からの脱却と証拠収集手段の適正化・多様化、供述調書への過度の依存からの脱却と活発で充実した公判審理の実現を目指して行われることになった。

3 改正の内容

(1) 平成28年6月23日施行のもの

① 裁量保釈における考慮事情の明文化(刑訴法90条)

概要 これまで、「裁判所は、適当と認めるときは、職権で保釈を許すことができる」としか定められていなかったが、「保釈された場合に被告人が逃亡し又は罪証を隠滅するおそれの程度のほか、身体の拘束の継続により被告人が受ける健康上、経

済上、社会生活上又は防御の準備上の不利益の程度その他の事情を考慮し、」と考慮事情が明文化された。

実務上のポイント 原則が権利保釈であることを意識した上で、裁量保釈についてはこれらの考慮事情に沿った主張をし、疎明資料を用意する必要がある。

② 証拠隠滅等の罪の法定刑引き上げ(刑法等改正)

概要 公判廷に提出される証拠の真正担保のため、証拠隠滅等の罪の法定刑が引き上げられた。

(2) 平成28年12月までに施行のもの

① 証拠開示制度の拡充

・公判前整理手続等の請求権付与(刑訴法316条の2)

概要 検察官、被告人もしくは弁護人に公判前整理手続・期日間整理手続に付する請求権が付与された。

実務上のポイント 整理手続に付するメリット・デメリットを意識する。不服申立の規定は設けられていない。

・整理手続における証拠の一覧表の交付制度(刑訴法316条の14第2項～)

概要 検察官請求証拠開示の後に、被告人又は弁護人の請求に基づく検察官保管証拠の一覧表の交付制度を設けた。

実務上のポイント 証拠開示請求のための手がかりにする。もっとも、検察官保管証拠以外は対象外なので、リストだけに頼ってはいけない。リストの標目では証拠の識別が不可能な場合には求釈明をする。

・類型証拠開示の対象の拡大(刑訴法316条の15)

概要 取調べ状況報告書について、共犯者の身体拘束中の取調べまで拡張されるなど、対象が拡大した。

実務上のポイント 身体拘束前の取調べについては、主張関連証拠開示請求を忘れずに。

② 弁護人選任に係る事項の教示（刑訴法76条2項、77条2項）

③ 通信傍受の対象犯罪拡大（通信傍受法2条ほか）

概要 対象犯罪が大幅に拡大した。

④ 証人等の氏名・住居の開示に係る措置及び公開の法廷における証人の氏名等の秘匿措置

- ・ 証人等の氏名・住居の開示に係る措置（刑訴法299条の4～）

概要 検察官に、証人等の氏名・住居の開示について、開示しない条件を付す、あるいは、開示の時期・方法を指定する権限を与え、弁護人が条件違反をした場合、弁護士会への処置請求を規定した。

実務上のポイント 被告人の防御に実質的な不利益が生ずるおそれがあるときは、いかに加害等行為のおそれがあったとしても、非開示の措置はとれない。仮に弁護人への非開示の措置がとられた場合には、異常事態なので、必ず裁定請求、即時抗告を。

- ・ 証人等の特定事項の秘匿についての追加（刑訴法290条の3）

概要 秘匿措置の対象を、被害者以外の証人等にも拡張。

⑤ 証人の勾引要件の緩和（刑訴法152条）

概要 召還に応じないこととの要件をはずし、いきなりの勾引もできることになった。

⑥ 即決裁判に関する改正（刑訴法350条の26）

概要 即決裁判における公訴取消後の再起訴制限を緩和。

(3) 平成30年6月までに施行のもの

① 被疑者国選弁護制度を全勾留事件に拡大（刑訴法37条の2等）

② 捜査・公判協力型協議・合意制度及び刑事免責制度の導入

- ・ 捜査・公判協力型協議・合意制度（刑訴法350条の2～）
- ・ 刑事免責制度（刑訴法157条の2～）

③ ビデオリンク方式による証人尋問の拡大（刑訴法157条の6第2項）

(4) 平成31年6月までに施行のもの

① 取調べ全過程の録音録画制度の導入（刑訴法301条の2）

概要 裁判員裁判対象事件及び検察独自捜査事件について、逮捕又は勾留されている被疑者に対する取調べの「全過程」の録音録画を義務付け（4項）、検察官が被告人調書を証拠調べ請求した場合に（1項）、被告人・弁護人から当該書面について任意性に疑いがあるとして異議が述べられたならば、検察官に当該書面作成の取調べの「開始から終了に至るまでの間」の録音録画媒体の証拠調べ請求を義務付け（1項）、同記録媒体の請求義務が果たされないときは当該書面の証拠調べ請求を却下する形で（2項）、任意性立証に制限をかけた。

実務上のポイント 対象事件以外についても可視化申し入れをしていくべき。平成26年6月16日付け最高検の依命通知は被疑者以外の取調べについても可視化の試行対象としている。なお、検察官が録音録画媒体を実質証拠として請求することが考えられるが、その際は、東京高裁平成28年8月10日判決を参考に反論することが考えられる。

② 暗号化装置使用による通信管理者の常時立会い・封印を不要とする制度の導入（通信傍受法）

4 まとめ

紙面の都合上詳細に紹介することはできませんでしたが、本研修では、上記のような網羅的な説明の後に、公判前整理手続の利用、可視化法制化の下での弁護実践について、より詳しい講義がされ、大変勉強になりました。

今後の弁護実践如何によって、裁判所の運用がどのようなものになるのか決まていくだろうというお話もあり、研鑽の必要性を再認識した研修となりました。なお、本研修は日弁連の総合研修サイトで配信予定とのことです。

第66回

他士業から転身して即独した若手に聞く

聞き手：新進会員活動委員会委員 天野 仁（65期）

新進会員活動委員会では、各分野で活躍している若手弁護士のインタビュー記事を掲載しています。今回は、司法書士からロースクールを経て弁護士となり、即独した大下泰高弁護士（67期、第二東京弁護士会）に、弁護士を志した動機、即独で法律事務所を開設した経緯等について、お話を伺いました。

——大下法律事務所の設立経緯を教えてください。

私は司法修習が終わった平成26年12月の弁護士登録と同時に、44歳で、東京都港区麻布台で大下法律事務所を開業しました。いわゆる、即独です。

第二東京弁護士会会員
大下 泰高 弁護士
(67期)



——ご自身の経歴を教えてください。

大学在学中に司法書士試験に合格し、平成7年、大学卒業と同時に司法書士として司法書士事務所に就職しました。その事務所は不動産登記と本人訴訟のサポートが中心の事務所だったのですが、自分としては企業法務に関心があったため、2年で退職し、会計事務所に移りました。そこで、1年半、会社の会計、監査、税務、資金調達、事業計画について勉強し、平成10年、27歳のときに、地元大阪で司法書士事務所を開業しました。

平成12年に事務所を東京に移転し、それ以降、営業圏は首都圏になりました。

平成22年4月に桐蔭法科大学院の3年コース（夜間）に入学し、平成25年に司法試験に合格しました。

——司法書士時代の業務内容を教えてください。

主に、ベンチャー企業の創業支援を行っていました。司法書士の業務として、会社の設立登記があるわけですが、それをきっかけにして、ベンチャー企業を立ち上げようとするお客さまとお付き合いするようになり、ファイナンスや事業計画の作成など会社経営のコンサルティング業務に関与するようになりました。

私が開業した翌年の平成11年に東証マザーズが設立されたのですが、私はその開設説明会に参加して、「世の中が大きく変わる」と衝撃を受けました。それまでとは比較にならないくらい上場が容易にできるようになる。このことによって、未上場会社は劇的に変わると思いました。

当時の未上場会社は株主総会をやったことがないという会社も多く、「未上場でもストックオプションを出したい」といってもやり方がわからないという会社がほとんどでした。

そこで、私はその分野を勉強して専門分野として打ち出したところ、依頼が殺到するようになりました。当時は、司法書士事務所でこの分野に力を入れている事務所は少なかったのです。私が平成12年に事務所を東京に移転したのも、「この分野を専門にやるのであれば、東京の方がいい」と助言を受けたからです。

——司法書士として順調だったようですが、どうして弁護士を志したのですか。

私の司法書士時代の仕事は、経営コンサルティングの要素が強かったので、その仕事をやっている分には、司法書士という職種であることに限界を感じることはありませんでした。

ただ、多くの会社とお付き合いしていると、例えば、社員や身近な人が逮捕されたというような相談が舞い込むことが少なくなく、そのようなとき、先方は法律関係のことだからと私に相談してくるのですが、司法書士では刑事事件は扱えず、もどかしい思いがありました。また、自分が民事の紛争案件もできた方が、会社にとっても有益だろうとも思いました。

そのため、法科大学院制度ができて、自分が大学を卒業した平成7年当時より、司法試験の合格者数が増加して、不合格となるリスクが低下したこともあって、弁護士を目指そうと思うようになりました。

そして、司法書士時代から、顧問先を持っていたため、法科大学院に入学する段階から即独を予定していました。

—— 現在は、どのような業務が多いのでしょうか。

司法書士時代の延長で、ベンチャー企業を中心とした企業法務です。

現在、顧問先が20社弱あるほか、上場企業1社、未上場企業2社の監査役を務めています。そのうちの上場企業は司法書士時代に創業支援をした会社ですが、今年、マザーズに上場しました。毎日、顧問先のいくつかから、電子メールで質問がなされ、それに返答するという業務が中心になっています。その他に、会社関係の訴訟が数件あります。

私は、法科大学院は夜間のコースでしたので、法科大学院時代も日中は司法書士業務をしていました。司法修習の1年間は、友人の司法書士に顧問先の仕事を代わりに受けてもらいましたが、弁護士になってから顧問先は戻してもらいました。

—— 弁護士業務の知識はどのように補ったのですか。

私は弁護士として新人のまま独立したので、就職した人と比べて、業務知識獲得の機会が少なく、弁護士業務について何らかの形で指導を受ける必要がありました。

第二東京弁護士会では指導担当弁護士制度があり、即独でも指導担当の弁護士の指導が受けられます。私の場合、最初の1年間で、指導担当の先生と3件ほど復代理や共同受任の形で一緒に仕事をやらせていただきました。準備書面の書き方、尋問の準備方法などはもとより、メモ、FAX、資料の整理や保存の仕方などを、生で見せていただき、大変勉強になりました。

事務局的な仕事についても、私の事務所の事務員を指導担当の先生の事務所の事務員と顔合わせさせていただき、わからないことを直接、訊けるようにもしていただきました。

また、67期のLINEグループをつくって、同期の中で、なんでも訊けるようにしています。このグループは、司法修習中に即独希望の人たちを中心につくったもので、現在は早期独立した人やその希望者なども加わり、48名が参加して、頻繁に質問が飛び交っています。

—— これから即独をしようと考えている方にメッセージをお願いします。

私は弁護士の仕事は司法修習を受けさえすれば、無条件にいきなりできるものとは思っていません。即独は、①同期同士でなんでも助け合う、②上の期の弁護士から事務所を超えて指導いただけるという伝統があってはじめて成り立っていると思います。他の弁護士とのつながりが必要であり、一匹狼では即独は難しいと思います。

そして、弁護士業務をやっていくには、どの分野をやりたいか、どこに需要があるかということから、何を勉強するかということが導かれるといった戦略が必要だと思います。それは自分の特性に合わせて行えばよく、正解があるわけではありません。

私も先輩の立場になったので、今後は即独をしようとする人に、できるだけの手助けをして、自分が受けた恩を返していきたいと思っています。

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

48期(1994/平成6年)

思い出の松江修習



会員 堀 浩介 (48期)

1 松江での第1期修習生

私の司法修習(48期)は、1994年からの2年間、修習地は松江でした。48期は司法修習生の人数がそれまでより100人増え、合計700名となったことから、修習地の拡大が図られました。新たに設けられた修習地の一つが松江でした。

同期の松江での修習生は、私以外に、横浜市出身の高岡俊之修習生、松江市出身の大野敏之修習生の計3名でした。全員が30歳代でした。当時、私と高岡修習生は独身であり、大野修習生はご家族が松江にご在住でした。今は、高岡氏も大野氏も弁護士として活躍されています。

2 松江での修習の思い出

当時は2年間の修習で、内1年4か月は修習地に滞在しました。その期間は決して長いとは言えないものの、金銭的な心配をすることもなく、修習地の社会的・文化的な背景を知り、裁判所・検察庁・弁護士会の方々を含め、地元の方々と交流し、人間関係を築く上で貴重な時間であったと思います。

私たちは松江での第1期修習生であったことから、受け入れ側の裁判所・検察庁・弁護士会の方々も、受け入れの準備に大変な時間と労力をかけられたと伺っています。そのご努力の結果として、私たちの1年4か月の修習は、裁判官、検察官、弁護士の職務の骨格を理解し、また、これら法曹三者を支える書記官や事務官、事務員の方々の実務を知る上で貴重な期間となりました。こと起案に限って見ても、事件記録が申し分なく配点され、じっくりと記録を読み込み、起案をし、また適切な指導を頂くことができました。

私の思い出として特に残っているのは、刑事裁判修習

で、殺人で起訴された事件の一件記録を読み、被告人質問、判決言渡しにまで立ち会うという貴重な経験をさせて頂いたことです。また、弁護修習では、担当の先生が受任されていた医療過誤事件の一件記録を渡され、最終準備書面を起案する機会を与えて頂きました。弁護修習の次が民事裁判修習であったため、その事件がちょうど民事裁判にかかる、という局面となりました。さすがに、民事裁判の起案はしませんでした。が、弁護士が依頼者の勝利を目指して情熱をかけて行う訴訟活動の大切さと、それが裁判官を説得するに足りるものであるのかを冷静に分析する必要性を改めて考えさせられました。

3 修習生ならではの貴重な経験

松江をはじめ島根県は風光明媚な土地です。修習の一環として、出雲、津和野、さらには隠岐の島まで足を伸ばすことができました。隠岐の島で見た日本海の海の青さ、美しさはまるで絵画のようでした。裁判所や検察の集合修習は広島市内で行われるため、松江からは定期運航バスで中国地方の山間部を通して広島市内に行くことになります。紅葉の時の山並みが今でも目に焼き付いています。

また、修習期間中、航空自衛隊の輸送機で、隠岐の島近辺までの飛行に搭乗させて頂いたこと、海上保安庁の巡視船が日本海沖をパトロールするのに同行させて頂いたこと、宍道湖でのシジミ採りを経験させて頂いたり、精神病棟で患者さんと一緒に一泊させて頂いたこと等、文字どおり得難い貴重な経験でした。

今、思い返してみても、自身にとっては偶然の要素が強いものですが、松江で修習させて頂いたことに感謝の気持ちしかありません。指導して下さいました方々にこの場をお借りして、心よりお礼申し上げます。

そのときどう動く

会員 井手上 祐希

1 はじめに

弁護士登録をしてからもうすぐ1年が経とうとしている。弁護士になりたいと思い始めてから10年、ようやくそのスタートを切ることができたが、この1年間は、当初自分が想像していたものとは大きく異なるものとなった。

2 一人での仕事

当初の自分の想像では、弁護士登録をしてから最初の数年間は、先輩と共同で事件を担当し、指導を受けて学びながら、やがて独立して一人で事務所を経営することを考えていた。

ところが現実には、初めからほとんど一人で事件を担当することとなった。最初の2か月あまりは、一人で方針を決め、書面を起案し、裁判所や相手方とやり取りすることが不安で仕方なかった。自分の方針が正しいのか分からず、先輩と仕事をしている同期を羨ましく思い、このままやっていけるのか悩む毎日だった。依頼者との打ち合わせは特に気を使う事項で、間違ったことを言ってしまったらどうしよう、必要なことを聞き洩らさないだろうか、などと考え、事前に聞くことをすべてメモした書面を何時間もかけて作成して打ち合わせに臨んでいた。

しかし、このような状況に置かれて経験を積むうちに、何か困ったことがあったときでも、とりあえず自分で考えて何とかする力が身についたと思う。自分一人しか事件の内容を把握しておらず、何かあれば自分が責任を負うことになる。分からないことは文献でも判例でもとにかく自分で徹底的に調べ、どうしても分からないことだけ先輩に聞くという自分のやり方が出来上がった。また、打ち合わせも、現在は当初ほど

には怖いものではなくなり、聴取内容に関するメモも比較的短時間で作成できるようになった。

3 会派活動

また、思いがけず会派の執行部に所属することとなり、会派活動に参加する機会を多く持つことになった。

去年の今頃は、自分が会派活動をするなどとは想像もしておらず、最初に誘われたときも、あまり興味が湧かず消極的な姿勢だった。しかし、日々仕事で関わる一つ一つの事件を離れて、もっと大きな視点で弁護士の置かれている状況・その問題点を俯瞰するというのは、新鮮で面白く、そこで得たものを普段の業務にも還元できることもあり、非常に有意義であった。

また、会派活動の延長で、お酒を飲む機会も増えた。去年まではお酒の場が苦手で、飲み会もなるべく参加を避けていたが、実際に参加してみると、お酒の場でしか聞けない話もたくさん聞くことができ、非常に楽しい時間を過ごすことができた。

4 終わりに

私のこの1年間は、自分が当初思い描いていた通りのもではなかった。しかし、非常に充実していたことは間違いない。

私は、高校時代の先生から、高校卒業に際して、「そのときどう動く」という言葉を贈られた。もとは、詩人の故相田みつを氏の言葉である。自分の理想通りに物事が進まなかったとき、ふて腐れて投げ出すのではなく、少し我慢して向き合い、粘り強く取り組み続けることで、新しい可能性を見つけることができた。この姿勢を、これからも持ち続けていきたいと思う。

『かもめのジョナサン 〔完成版〕』

リチャード・バック 著 五木寛之 創訳 新潮文庫 637 円 (税込)

40年以上の時を経て加えられた
物語の最終章は…

会員 竹内 留美 (66 期)



今回、ご紹介する「かもめのジョナサン」は、1970年に米国で発表されてベストセラーとなり、1974年に日本語訳が出版されたとても有名な物語ですので、お読みになったことがある方も多いと思います。私がこの本と出会ったのは、小学生の頃のことです。「かもめのジョナサン」というシンプルでわかりやすいタイトルから、「かもめさんが頑張る冒険の話なのかな」と思って手に取りました。かもめの写真がふんだんに使われ、文章の表現もわかりやすく、一気に読んだことを覚えています。

この物語は、かもめのジョナサンが「飛ぶ」シーンから始まります。多くのかもめにとって、「飛ぶ」ということは、食物を得るためのごく簡単な日常的行動であって、重要なのは飛ぶことではなく食べることにあり、その行動を高めていく必要はありませんでした。しかし、ジョナサンは「飛ぶ」ことに「喜び」を感じており、食物を取ることもそっこのけで練習を続け、ついにかもめの限界を突破し高い飛行技術を身につけます。ところが、このような行動は他のかもめには奇異に映り、「かもめ一族の尊厳と伝統をけがした」とみなされ、ジョナサンは群れを追放されてしまいます。

こうして、一度は群れを離れたジョナサンですが、その後、ジョナサンと同じように飛ぶことを研究するかもめ達と出会い、飛ぶことだけではなく「他者への優しさ」も学んだことで、自分が得た「飛ぶことの喜び」「自由への喜び」を他のかもめ達に伝えたいと、追放された群れに再び戻っていきます。群れに戻ったジョナサンは、若いかもめ達に自分の経験や考えを伝授し、すべてのかもめは縛られることなく「自由」であるというジョナサンの考えは、彼の教え子たちによって他のかもめに伝えられていきます。

出版された当時、「かもめのジョナサン」には、第3章までしか存在していませんでした。ご紹介したあらすじも第3章までの内容を踏まえて書いたものです。ところが、その後、2013年に最終章（第4章）が追加された「かもめのジョナサン（完成版）」が発表されることとなりました。完成版の序文によれば、出版当時は、第4章は必要がないと考え作者自身がカットしたものの、その後、二十一世紀に入って原稿を改めて見返す機会があり、時代の変革もあって発表したいと考えたようです。

完成版に追加された第4章は、第3章までの物語の方向性をがらりと変えてしまうもので、自由を尊ぶジョナサンの教えが、時を経るとこのような形になってしまうのかと切ない気持ちにさせられるのですが、第4章を読み切ってから、それまでの第1章から第3章までを振り返ると、随所にちりばめられていたジョナサンの「不安」が第4章で現実化したことや、そんな中でもジョナサンが考えていたのは常にシンプルなことだったのだということがわかり、私個人の感想としては、飛ぶことに始まり飛ぶことに終わるジョナサンの物語の結末として、第4章の存在はなくてはならないものだなと感じました。

そして、40年以上の時を経て追加されたジョナサンの物語の最終章は、子どもの頃は純粋にジョナサンの行動にわくわくしていたのに、大人になってからは現実世界の投影としてジョナサンの行動の意味を深読みし、なんとなく人生の真理みたいなものを学んだ気になっていた私に対して、「人生そんなに難しく考えることはないんだよ」と、子どもの頃の気持ちを再認識させてくれるものでもありました。

「かもめのジョナサン」は、子どもの時に読んでも、大人の時に読んでも、その時代ごとに得られるものがある、そんな不思議な作品です。一度はお手に取ってみてはいかがでしょうか。



レコード屋放浪記

会員 近藤 亮 (68 期)

1 私は、中学生の頃から音楽が大好きで、CDやレコードを集めるのが趣味である。高校生だった頃、わざわざ昼食を抜かして、浮いた昼食代でCDを買っていたのも今では懐かしい記憶である。最初はCDを集めていたが、音楽の趣味がソウルやジャズに変化していくうちに、次第にその対象がレコードに変わっていった。今ではすっかりレコードファンであり、暇さえあればレコード屋通いをしている。

私が集めているのはレアグループのレコードである。レアグループとは、主に70年代以降の音楽のうち、発表当時は評価されなかったが、「踊れる」という視点から、現在のリスナーに発掘され、再評価された楽曲を指す。一般的にはソウル、ジャズ、ラテンに分類される楽曲が多い。レアグループは、その名のとおり誰も知らない「レア」な音楽を発掘することに重点があるため、私のようなレアグループファンは、CD化されていないレコードを蒐集の対象としている人が多い。レコードを発掘することは、新しい作品を発掘することと、レコードの棚からレコードを取り出す所作をかけて、ファンの間では「掘る」と呼ばれている。

2 レコードを買いに行く前は、レコード屋のブログで、セール情報や新入荷情報などについて下見をすることが不可欠である。ブログをチェックすることは、バイヤーおススメのレコードを知るいい機会であるし、中古レコードの価格相場を勉強するという意味でも重要である。ただ、この段階で見知らぬレコードがあったとしても、レコード屋に向かうまでの移動時間に内容を想像する楽しみや、レコード屋で試聴して内容がバッチリだった時の興奮が失われてしまうことから、決して動画サイト等で予習をすることはしないようにしている。

レコード屋では、新入荷の棚からはじまり、300円以下の安価なレコードが入っている通称「エサ箱」と

呼ばれる段ボールまで、店の隅々までチェックすることが重要である。特にエサ箱の中から、内容の良いにもかかわらず、知名度の低さから投げ売りされてしまっている掘り出し物が見つかることがあり、安かろう・悪かろうという固定観念にとらわれずに、隈なくチェックすることが肝要である。

レコード屋では無数のレコードが売られており、つい目移りしてしまうが、全てを試聴する時間的余裕はない。そこで、レコードをチェックする際は、まずレコードの発売元の会社やレーベルで当たりを付けることが多い。個々のレコード会社やレーベルには音楽的特色があることが多く、その名称から内容をある程度予想することができるからである。また、当該レコードが録音されたスタジオやバックミュージシャンの顔ぶれも内容を予想する上で参考になる。こうした予想のとおり、内容の素晴らしい作品を掘り当てられた時の喜びは、非常に大きいものである。これこそがレコードを「掘る」醍醐味なのである。

3 今のご時世、音楽は配信で購入する時代であるから、レコード蒐集をしている人は少ないかもしれない。しかしながら、レコード蒐集には、上述のように音楽配信にはない楽しみがあるから、是非ともレコード蒐集を始めてみることをお勧めする。



部屋には蒐集したレコードが…

vol.6 将棋会から

プロの対局室で

将棋会 中嶋 翼 (67 期)



将棋会館対局室にて

どうやらここ数回の「同好会通信」での広報の甲斐があったらしく、10月10日（祝）に行われた直近の例会には、老若男女問わずいつも以上に大勢の弁護士が集まりました。今回は、主にその模様をお伝えします。

1 年に1度の将棋会館

10月の例会は、千駄ヶ谷にある東京将棋会館での開催でした。普段は一般人がなかなか立ち入る機会のない、プロ棋士の公式戦で使用される対局室を借り切り、プロによる指導対局や参加者同士の親睦対局が行われました。

普段の例会は弁護士会館4階の「第2会員室」（将棋盤や囲碁盤が置いてある部屋です）で開催されることが多いのですが、休みの日くらい弁護士会館には近づきたくない！という多くの弁護士の希望により、年に1回は奮発して将棋の総本山として知られる将棋会館の対局室を借りきっているのです。

2 指導対局

例会では、レギュラー指導棋士（北尾まどか女流二段・片上大輔六段）に加えて、ゲストの指導棋士にも来会していただくことが多いです。これまでに、渡辺明竜王や郷田真隆王将、藤井猛九段といったトップ棋士にもご指導いただいています。今回のゲストは、多くのタイトル獲得歴がある甲斐智美女流五段でした。

指導対局では、各自の棋力に合わせて駒落ちで指導してもらえます。ルールを知らない本当の初心者でも丁寧に指導してもらえますので、少しでも興味がある方は是非お問い合わせください。

3 親睦対局

指導対局の他には、勝ち抜き制のトーナメントや、空き時間での自由対局が行われています。特に厳格な決まりはないので、棋力差のある相手とでも駒落ちで対局できます。

老若男女多くの弁護士が参加しているので、世代をこえて交流できるのも将棋会の特長です。

4 懇親会

例会終了後は、将棋会館近くの中華料理店でプロの先生方も交えて懇親会が行われました。

将棋の話題から将棋と全く関係ないどうしようもない話まで、あちこちでさまざまな会話がされていました。

5 例会以外の将棋会の活動

将棋会では、年に2回の職団戦（職域団体対抗将棋大会）にも棋力別にチームを編成して参加しています。職団戦は大規模な将棋大会で、上はS級から下はF級まで、棋力別に細かくクラス分けがなされており、腕自慢の高段者から、最近将棋を覚えた級位者まで、各自の棋力に合ったクラスに参加して真剣勝負をしています。

6 弁護士将棋会への参加方法

下記にご連絡ください。幹事に名簿に登録し、次回例会のご案内をお送りします。一弁・二弁や他県弁護士の会の会員もおりますので、東弁会員に限らずお問い合わせのうえ、奮ってご参加ください。

法 哲 学

『憲法責務論』横濱竜也／弘文堂

外 国 法

『ホイマン「ドイツ・ポリツァイ法事始」と近世末期ドイツの諸国家学』松本尚子／有斐閣
『ドイツ法研究』広渡清吾／日本評論社
『イギリス憲法』田島裕／信山社
『憲法的思惟 アメリカ憲法における「自然」と「知識」』蟻川恒正／岩波書店
『スノーデン・ショック 民主主義にひそむ監視の脅威』Lyon, David／岩波書店
『憲法改正とは何か アメリカ改憲史から考える』阿川尚之／新潮社
『独仏指図の法理論』隅谷史人／慶應義塾大学出版会
『フランス法における返還請求の諸法理』齋藤哲志／有斐閣
『スペイン刑事施設視察視察報告書』第二東京弁護士会刑事法制・刑事被拘禁者の権利に関する委員会
『中国人民陪審員制度研究』孔曉鑫／日本評論社
『アジアにおけるシンジケート・ローンの契約実務と担保法制』西村あさひ法律事務所／金融財政事情研究会
『アフリカ・ビジネスと法務』角田進二／中央経済社
『日本企業のためのインド進出戦略ガイドQ&A 第2版』武井一浩／中央経済社
『ベトナムのビジネス法務』西村あさひ法律事務所／有斐閣
『オーストラリア移民法解説』浅川晃広／日本評論社

憲 法

『憲法用語の源泉をよむ』大林啓吾／三省堂
『日本憲法史』小路田泰直／かもがわ出版
『Q&A ヘイトスピーチ解消法』外国人権法連絡会／現代人文社
『統治機構の憲法構想』大石真／法律文化社
『個人として尊重』小泉良幸／勁草書房
『なぜ日本型統治システムは疲弊したのか』県公一郎／ミネルヴァ書房

行 政 法

『現代行政法の構造と展開』宇賀克也／有斐閣
『行政不服審査法の使いかた』幸田雅治／法律文化社
『行政不服審査機関の研究』碓井光明／有斐閣
『辺野古訴訟と法治主義 行政法学からの検証』紙野健二／日本評論社

消 防 法

『違反事例から学ぶ危険物取扱者の免状返納命令に係る法令の運用と適用 4訂版』査察行政研究会／東京法令出版

防 衛 法

『安保法制とどう向き合うか』奈良弁護士会

税 法

『税金ガイド 28年版 英和対照』川田剛／財経詳報社
『改正電子帳簿保存法完全ガイド 平成28年度改正対応』袖山喜久造／税務研究会出版局
『図解国税通則法 平成28年版』黒坂昭一／大蔵財務協会
『スッキリわかる不動産の税金ガイドブック 平成28年度版』「税金ガイドブック」制作グループ

／清文社

『交際費の税務 平成28年版』駒崎清人／大蔵財務協会
『事例で理解するオーナーと同族会社間の税務』伊藤正彦／税務研究会出版局
『PE(恒久的施設)課税の実務』東京共同会計事務所／中央経済社
『図解組織再編税制 平成28年版』中村慈美／大蔵財務協会
『固定資産の税務と法務 平成28年版』桜井光昭／大蔵財務協会
『裁判例からみる所得税法』酒井克彦／大蔵財務協会
『法人税の理論と実務 平成28年度版』山本守之／中央経済社
『実例解説税理士のSOSに答える土地評価の実務対応 減価要因の「見つけ方」「気付き方」』鎌倉靖二／清文社
『詳細相続税 資料収集・財産評価・申告書作成の実務 5訂版』岩下忠吾／日本法令
『Q&A 農地の評価 画地計算と固定資産税算定の実務』内藤武美／プログレス

民 法

『一般社団法人一般財団法人の実務 改訂版 設立・運営・税務から公益認定まで』熊谷則一／全国公益法人協会
『事例にみる一般社団法人活用の実務 第2版 法務・会計・税務・登記』後藤孝典／日本加除出版
『逐条解説不動産登記事務取扱手続準則』金融財政事情研究会
『すぐに役立つ図解とQ&Aでわかる道路・境界・建築・住環境の法律とトラブル解決マニュアル 140』三修社
『抵当権・根抵当権に関する登記と実務』山田猛司／日本加除出版
『民法(債権関係)部会資料集 第3集(第1巻) 第72回～第76回会議議事録と部会資料』商事法務
『四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款の解説』四会連合協定建築設計監理等業務委託契約約款調査研究会／大成出版社
『四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款(小規模向け)の解説』四会連合協定建築設計監理等業務委託契約約款調査研究会／大成出版社
『三角・多角取引と民法法理の深化』椿寿夫／商事法務
『日常生活支援から始まる成年後見事業』尾川宏豪／金融財政事情研究会
『社会福祉士がつくる身上監護ハンドブック 第2版 2016』小賀野晶一／民事法研究会
『不動産登記実務の視点 5』登記研究編集室／テイハン
『山林の境界と所有』宝金敏明／日本加除出版
『所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン+事例集』所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会／大成出版社
『所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン』所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会／日本加除出版
『事例と関係図でわかる相続税対策としての家族信託』奥村真吾／清文社
『設題解説戸籍実務の処理 改訂 戸籍訂正各論編(2) 出生(下) 親子関係存否確認』竹沢雅二郎／日本加除出版

『すぐに役立つ図解とQ&A マンション管理の法律とトラブル解決』三修社
『弁護士に聞きたい!分譲マンションの紛争Q&A』馬場澤田法律事務所／中央経済社
『はじめの一步が踏みだせる弁護士のためのマンショントラブルQ&A』東京弁護士会親和全期会／第一法規

商 事 法

『会社法専門講座』資料 平成28年度』東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会
『会社法判例百選 第3版』岩原紳作／有斐閣
『企業不祥事事後対応の手引き 社内調査・マスコミ対応・第三者委員会』木曾裕／経済法令研究会
『非上場株式の評価の仕方と記載例 平成28年版』松本好正／大蔵財務協会
『コーポレート・ガバナンスの法律相談』竹内朗／青林書院
『ベストプラクティス取締役会 コーポレートガバナンス・コード対応』渡辺頭／商事法務
『取締役会付議事項の実務 第2版』山田和彦／商事法務
『監査役の実務』高桑幸一／同文館出版
『中小会社の監査役業務とQ&A 6訂版』重泉良徳／税務経理協会
『「不正会計」対応はこうする・こうなる』内田正剛／中央経済社
『資本・業務提携の実務 第2版』太田洋／中央経済社
『外国会社のためのインバウンド法務 事業拠点開設・不動産取引』鈴木龍介／商事法務

刑 法

『浅田和茂先生古稀祝賀論文集 上巻』井田良／成文堂
『浅田和茂先生古稀祝賀論文集 下巻』井田良／成文堂
『妄想の医学と法学』村松太郎／中外医学社

司 法 制 度 ・ 司 法 行 政

『法テラスの10年 司法アクセスの歴史と展望』司法アクセス推進協会／弁護士会館ブックセンター出版部LABO
『裁判の心調停のこころ』川口富男／法書会
『弁護士業務妨害対策マニュアル 5訂版』日本弁護士連合会弁護士業務妨害対策委員会
『弁護士・事務職員のための法律事務所の確定申告入門』横田寛／日本加除出版
『事件類型別・依頼者対応の勘所 選ばれる弁護士になるために』官澤里美／第一法規
『法的交渉の技法と実践』日本弁護士連合会法科大学院センター／民事法研究会

訴 訟 手 続 法

『大阪弁護士会と大阪地方裁判所各部・大阪簡易裁判所との懇談会 平成27年度』大阪弁護士会
『要件事実民法 第4版 4』大江忠／第一法規
『倒産法の実践』伊藤真／有斐閣
『法人破産申立て実践マニュアル』野村剛司／青林書院
『私的整理の実務Q&A140問』全国倒産処理弁護士ネットワーク／金融財政事情研究会
『プロセス講義刑事訴訟法』亀井源太郎／信山社出版
『ストーリーでわかる!パラリーガル実務ガイド 刑事弁護・被害者支援』西垣貴文／現代人文社
『共犯者の自白と証人対面権』小早川義則／成文堂

『冲方丁のこち留 こちら渋谷警察署留置場』 冲方丁／集英社インターナショナル
『ケーススタディ危険運転致死傷罪』 城祐一郎／東京法令出版
『現行犯人逮捕手続書・緊急逮捕手続書・被害届作成ハンドブック』 殿井憲一／立花書房
『公判手続と調書 増補改訂』 裁判所書記官研修所／法曹会
『道徳感情はなぜ人を誤らせるのか 冤罪、虐殺、正しい心』 菅賀江留郎／洋泉社
『少年非行と修復的司法 被害者と加害者の対話がもたらすもの』 山田由紀子／新科学出版社

経済産業法

『個人情報保護法と金融実務 第4版』 浅井弘章／金融財政事情研究会
『消費者法の現代化と集団的権利保護』 中田邦博／日本評論社
『企業担当者のための消費者法制実践ガイド』 森田多恵子／日経BP社
『クラウド情報管理の法律実務』 松尾剛行／弘文堂
『すべてわかるセキュリティ大全 2017 攻撃手法と対策、最新技術動向まで』 日経BP
『中小企業法律支援ゼネラリスト養成講座』 資料 平成28年度後期』 東京弁護士会中小企業法律支援センター／東京弁護士会中小企業法律支援センター
『公害から福島を考える』 除本理史／岩波書店
『建設業の許可の手びき 改訂24版 新規・更新・追加・変更等』 建設業許可行政研究会／大成出版社
『コモディティハンドブック 第2版 貴金属編』 日本商品先物取引協会／金融財政事情研究会
『ザ・クラウドファンディング』 佐々木敦也／金融財政事情研究会
『外資系金融の英語』 齋藤浩史／中央経済社
『不動産の取引と評価のための物件調査ハンドブック』 黒沢泰／プログレス

知的財産法

『知的財産・知的財産権・知的財産戦略』 羽藤秀雄／同文館出版
『企業経営に資する知的財産』 石田正泰／経済産業調査会
『Q&A商標・意匠・不正競争防止法 大阪の弁護士が解説する知的財産権』 大阪弁護士会／経済産業調査会
『新・注解商標法 上巻』 小野昌延／青林書院
『新・注解商標法 下巻』 小野昌延／青林書院
『Q&A引用・転載の実務と著作権法 第4版』 北村行夫／中央経済社
『情報・コンテンツの公正利用の実務』 齋藤浩貴／青林書院

労働法

『ケーススタディ労働事件の実務』 広島弁護士会／ぎょうせい
『こじらせないための労務トラブル初動対応と解決のテクニック』 岸田鑑彦／日本法令
『労働実務事例研究 平成28年版』 労働新聞社／労働新聞社
『労働法の基礎構造』 西谷敏／法律文化社
『企業の労基署対応の実務』 布施直春／産労総合研究所出版部経営書院
『労働条件変更の基本と実務』 石寄信憲／中央経済社
『労働時間・休日・休暇』 宮里邦雄／旬報社
『実務の疑問に答える労働者派遣のトラブル防

止と活用のポイント』 安西愈／日本法令
『よくわかる労災補償と裁判』 外井浩志／中央労働災害防止協会
『林業・建設業の労災保険率適用必携 改訂9版』 労務行政研究所／労務行政
『育児・介護休業法、均等法、雇用保険法』 小磯優子／労務行政

社会福祉法

『合理的配慮』 川島聡／有斐閣
『社会福祉法改正のポイント これからの社会福祉法人経営のために』 全国社会福祉協議会／全国社会福祉協議会
『保育士のための発達障害児の見つけかた』 久我利孝／同成社

医事法

『Q&Aで理解する医療法人のための法務・労務・税務』 木村英治／税務研究会出版局
『医療と子どもの権利 子どもの成長発達と自己決定』 関東弁護士会連合会／関東弁護士会連合会

衛生・環境法

『详解感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 4訂版』 中央法規出版
『化学物質総合管理法制 官主導に捉われた半鎖国状態をたぐす方策』 星川欣孝／日本評論社

社会保険法

『確定拠出年金の活用と企業年金制度の見直し』 可児俊信／日本法令
『Q&A第三者行為求償事務ハンドブック』 高田橋厚男／ぎょうせい

教育法

『学校事故の法務と対処法 Q&A 改訂版』 関口博／三協法規出版

国際法

『海賊対処法の研究』 鶴田順／有信堂高文社

医学書

『医系免疫学 改訂14版』 矢田純一／中外医学社
『臨床医マニュアル 第5版』 臨床医マニュアル編集委員会／医歯薬出版
『内科救急診療指針 2016』 日本内科学会／日本内科学会
『救命救急のディジション・メイキング 実践のためのEBMハンドブック』 Arbo, John E.／メディカル・サイエンス・インターナショナル
『実践鎮痛・鎮静・せん妄管理ガイドブック 日本版・集中治療室における成人重症患者に対する痛み・不穏・せん妄』 日本集中治療医学会／総合医学社
『胸部X線・CTの読み方やさしくやさしく教えます！』 中島啓／羊土社
『日本プライマリ・ケア連合学会プライマリ・ケア看護学 基礎編』 日本プライマリケア連合学会／南山堂
『糖尿病診療ガイドライン 2016』 日本糖尿病学会／南江堂
『CQで学ぶ骨粗鬆症治療薬の安全対策』 竹内靖博／医薬ジャーナル社
『カプラン臨床精神医学テキスト 第3版 DSM-5診断基準の臨床への展開』 Sadock, Benjamin J.／メディカル・サイエンス・インターナショナル
『DSM-5ガイドブック 診断基準を使いこなすための指針』 Black, Donald W.／医学書院

『神経障害性疼痛薬物療法ガイドライン 改訂第2版』 日本ペインクリニック学会／真興交易(株)医書出版部
『高次脳機能障害 その評価とリハビリテーション 第2版』 武田克彦／中外医学社
『不随意運動の診断と治療 改訂第2版』 梶竜児／診断と治療社
『統合失調症薬物療法ガイドライン』 日本神経精神薬理学会／医学書院
『新生児のプライマリ・ケア』 日本小児科学会／診断と治療社
『ペインクリニック治療指針 改訂第5版』 日本ペインクリニック学会／真興交易(株)医書出版部
『がんの補完代替療法クリニカル・エビデンス 2016年版』 日本緩和医療学会／金原出版
『変形性股関節症診療ガイドライン 2016』 日本整形外科学会／南江堂
『臨床疫学 EBM実践のための必須知識 第3版』 Fletcher, Robert H.／メディカル・サイエンス・インターナショナル
『スポーツ診療ビジュアルブック』 Miller, Mark D.／メディカル・サイエンス・インターナショナル
『患者さん・介護する方々と医療従事者をつなぐ脳卒中ガイドライン』 東京医学社
『がん患者の泌尿器症状の緩和に関するガイドライン 2016年版』 日本緩和医療学会／金原出版
『痔瘻取扱い規約 第7版』 日本痔瘻学会／金原出版
『卵巣腫瘍・卵管癌・腹膜癌取扱い規約 第1版 病理編』 日本産科婦人科学会／金原出版
『みんなに役立つ造血幹細胞移植の基礎と臨床 改訂3版』 神田善伸／医薬ジャーナル社
『肩・肘の骨折・外傷の手術』 岩崎倫政／メジカルビュー社
『脳神経外科レジデントマニュアル』 夏目敦至／医学書院
『ロビンズ基礎病理学』 Kumar, Vinay／エルゼビア・ジャパン
『グレイ解剖学 原著第3版』 Drake, Richard L.／エルゼビア・ジャパン
『臨床頭頸部癌学 系統的に頭頸部癌を学ぶために』 田原信／南江堂
『医療に役立つ遺伝子関連Web情報検索』 中山智祥／メディカル・サイエンス・インターナショナル
『高次脳機能障害のリハビリテーション 第3版』 本田哲三／医学書院
『高次脳機能障害者の自動車運転再開とリハビリテーション 3』 峰須賀研二／金芳堂
『術前評価と予測因子からみた周術期合併症対策』 稲垣喜三／誠堂出版
『整形外科専攻ハンドブック』 山下敏彦／中外医学社
『絶対成功する腎不全・PD診療TRC』 石橋由孝／中外医学社
『糖尿病治療薬クリニカルレビュー120』 寺内康夫／診断と治療社
『保護者からの質問に自信を持って答える小児食物アレルギーQ&A』 海老沢元宏／日本医事新報社
『小児がん診療ガイドライン 2016年版』 日本小児血液・がん学会／金原出版
『脳腫瘍診療ガイドライン1 2016年版』 日本脳腫瘍学会／金原出版
『患者さんのための乳がん診療ガイドライン 2016年版』 日本乳癌学会／金原出版
『がん患者の呼吸器症状の緩和に関するガイドライン 2016年版』 日本緩和医療学会／金原出版
『皮膚疾患ベディア』 浅井俊弥／日本医師会

死刑執行に抗議する会長声明

本日、金田勝年法務大臣は、男性1名の死刑が福岡拘置所において執行されたことを発表した。この死刑執行は、今年3月25日に2名の死刑執行がなされて以来、約8ヶ月ぶりのことであり、同法務大臣が就任してから初めてのことである。また、第2次安倍内閣が成立した時（2012年12月26日）以降で数えると10回目で、合計17人が執行されたことになる。

日本弁護士連合会では、本年10月7日に第59回人権擁護大会において、「日本において国連犯罪防止刑事司法会議が開催される2020年までに死刑制度の廃止を目指すべきであること。死刑を廃止するに際して死刑が科されてきたような凶悪犯罪に対する代替刑を検討すること」等を内容とする宣言案を採択したが、本執行はこうした流れに配慮しないものであると言わざるを得ない。

死刑は、人間の尊い生命を奪う不可逆的な刑罰であり、誤判の場合には取り返しのつかない刑罰であるという問題点を内包している。

現に日本では、死刑を宣告されながら、後に無罪であることが判明した著名な死刑再審4事件が過去に存在した外、近年に至っても2014年3月、静岡地方裁判所は袴田巖氏の第二次再審請求事件について、再審を開始し、死刑及び拘置の執行を停止する決定をしている。現在、東京高等裁判所において即時抗告審が行われているが、もし死刑が執行されていたな

らば、まさに取り返しのつかない事態となっていたのである。こうした事件は、刑事裁判における冤罪の危険性と死刑の執行による取り返しのつかない人権侵害の恐ろしさを如実に示すものであり、一方で、死刑存置論も根強く存在するものの、多面的な観点から徐々に死刑廃止に向けて国民の理解も進みつつある。

さらに、日本では殺人事件、強盗殺人事件等重大事件が1年間に1000件程度と顕著に減少しており、先進国の中でも最も安全な国の一つと評価されている。

こうした状況を受け、国際人権（自由権）規約委員会は、2014年、日本政府に対し、死刑の廃止について十分に考慮すること等を勧告している。

この度の死刑執行が、世界及び日本の情勢を踏まえ、かつ国民の死刑廃止に対する理解の進行を熟考の上でなされたものであったのか、あらためて問われなければならない。

当会は、今回の死刑執行に対し強く抗議し、あわせて法務大臣に対し、死刑制度の廃止についての多方面からの検討の開始と死刑執行の停止に向けて誠実な対応をするよう、重ねて求めるものである。

2016年11月11日

東京弁護士会会長 小林 元治

スリランカへの集団強制送還に対する会長声明

2016年9月22日、国はスリランカ国籍の30名をチャーター機によって本国に強制送還した。

法務省によると、今回送還された30名のうち、25名が難民認定申請をした者であり、そのうち22名が難民不認定処分に対する異議申立の却下または棄却の告知をされてから24時間以内に送還されたということである。難民不認定処分に対する異議申立を却下または棄却された者は、告知から6ヶ月以内に難民不認定処分取消訴訟を提起することができるが、今回送還された者は日本において裁判を受ける権利を奪われたことになる。すなわち今回の強制送還は、憲法第32条の保障する裁判を受ける権利を侵害するものであった。

そして、送還された者は取消訴訟による司法審査を受けていないのであるから、今回の強制送還は難民として認定されるべき者を送還してしまった可能性も否定できない。難民条約第33条1項は、「難民を、いかなる方法によっても、人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見のためにその生命又は自由が脅威にさらされるおそれのある領域の国境へ追放し又は送還してはならない」というノン・ルフールマンの原則を定めているが、今回の送還は、司法審査を未だ受けておらず、本国で迫害を受けるおそれのある者を送還したものであり、まさに同原則に反する送還であった疑いがある。

庇護申請者に対する手続保障、特に否定的な決定をされた者に対する強制送還の停止を含む手続保障については、2014年8月に行われた日本の第6回定期報告における国連自由権規約委員会の最終見解においても勧告されたとおりである。それにもかかわらず今回の送還が行われたことは、国際的な人権保障システムに参加する当事国として非難を免れない。

強制送還に当たっては、訴訟活動等に関する判断に資するよう、弁護士が民事事件等の代理人となっている場合で、身元保証人となるなど一定の条件を満たす場合には、送還予定時期についてその概ね2か月前に通知希望申出書を提出した弁護士に通知することが2010年9月9日に日本弁護士連合会と法務省間で合意されている。今回、送還されたのはこれに該当しない者であるが、代理人弁護士がいない場合であっても裁判を受ける権利を等しく有することに変わりはなく、むしろ異議申立が却下ないし棄却されたことをもって弁護士に訴訟提起を依頼することも十分ありうる。このように、今回、22名を難民不認定処分に対する異議申立の却下または棄却の告知をしてから24時間以内に送還したことは、日本弁護士連合会と法務省間の合意の趣旨にも反するものであった。

また、強制送還は裁判を受ける権利の行使を不可能にするのみならず、人身の自由や移転の自由を含む重要な人権を制約する行為である。したがって、裁判を受ける権利に加えて、医療アクセスを含む健康管理、或いは強制送還された場合の帰住先の確保等の重要性に鑑みれば、代理人弁護士の有無にかかわらず、全ての被退去強制者に対して送還時期の告知を行うべきである。

当会は、国に対し、今回の集団強制送還は以上の問題点を含むことを指摘すると共に、今後の退去強制手続において、難民認定申請者の裁判を受ける権利を含む被退去強制者の人権を十分に保障することを求めるものである。

2016年11月18日

東京弁護士会会長 小林 元治

南スーダンにおける国連平和維持活動 (PKO) のために派遣する自衛隊に対し「駆けつけ警護」の新任務と武器使用権限を付与する閣議決定に抗議し、その撤回と安保法制の廃止を求める会長声明

1 政府は、本年11月15日、同月20日から南スーダンへ派遣する自衛隊PKO第11次隊に改正「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」(改正PKO法)に基づく「駆けつけ警護」の新任務と任務遂行のための武器使用権限を付与する閣議決定を行った。改正PKO法は、2015年9月に強行的に採決され、本年3月に施行された平和安全法制整備法及び国際平和支援法(安保法制)に含まれるものである。昨年9月の同法成立後、海外での自衛隊の任務が拡大される初のケースとなる。

2 これまで当会は、従来は禁止されてきた「駆けつけ警護」の任務を自衛隊に新たに付与すること及びその任務を遂行するための武器使用を認めることは、自己防衛の限度を超えるものであり、自衛隊員をより危険な現場にさらし、さらには戦闘行為から「武力の行使」に至る危険性があるものであるから、憲法第9条に明らかに違反すること、また、これまで政府が永年にわたり確認してきた憲法解釈に反する安保法制は、その成立過程において立憲主義に反すること、さらに、国民の反対の声を無視した強引な法律の制定は民主主義の理念にも反することを繰り返し指摘し、安保法制の成立に反対するとともに、成立後はその廃止を強く求めてきた。

今回の閣議決定は、かかる憲法違反の法律に基づいて南スーダンへのPKO派遣部隊に「駆けつけ警護」の新任務を付与し、任務遂行のための武器使用を認めるものであり、それによって現実に憲法の恒久平和主義、立憲主義に違反することになるので、到底許されるものではない。

3 南スーダンでは本年7月に、首都ジュバで政府軍と反政府軍が武力衝突して大規模な戦闘が発生し、数百人が死亡した。その際、国内避難民が暮らす国連南スーダン派遣団(UNMISS)の関連施設も襲撃され、少なくとも73人が犠牲になり、中国のPKO隊員2名も死亡した。本年11月1日に発表された国連の現地調査に基づく報告書によれば、この政府軍と反政府軍との大規模な戦闘の際、市民に対する殺人、

略奪、性的暴力等の甚大な人権侵害を行ったのは政府軍兵士だとされている。この中に自衛隊が「駆けつけ警護」に入り、政府軍兵士を相手に武器を使用すれば、容易に政府軍との戦闘となりうる。実際、南スーダンのマイケル・マクエイ・ルエス情報相によれば、この大規模な戦闘の際、政府軍とUNMISSのPKO部隊との間で一時交戦があったとされている。

政府軍であれ、反政府軍であれ、これらは「国家または国家に準じる組織」と言え、これらの組織との間で新任務の遂行のために武器を使用することは、政府見解によっても憲法第9条が禁止する「国際紛争を解決する手段として」の「武力の行使」にあたる。また、それによって、戦後初めて自衛隊員が海外で戦闘行為によって犠牲になり、自衛隊員が現地の民間人等を殺害するリスクも極めて高くなる。

4 また、上記国連の報告書は、政府軍と反政府軍の間でなされた2015年8月の和平合意は、本年7月に首都ジュバで発生した大規模な戦闘で崩壊したと述べている。

こうした状況からすれば、PKO参加5原則のうち少なくとも紛争当事者間の停戦合意は崩壊していると言わざるを得ず、本来なら政府は現在派遣している自衛隊を即時撤退させ、新たな派遣は見送らなければならない。ところが、今回の閣議決定は、PKO参加の要件を明らかに欠いている中で派遣される自衛隊に上記憲法違反の新任務を付与するものであり、尚のこと許されない。

5 よって当会は、南スーダンに派遣する自衛隊に対して「駆けつけ警護」の新任務を付与し、任務遂行のための武器使用を認める今回の閣議決定に抗議し、その撤回を求めるとともに、改めて改正PKO法を含む安保法制の速やかな廃止を求めるものである。

2016年11月18日

東京弁護士会会長 小林 元治